

経済・財政再生アクション・プログラム 改革工程、KPIの進捗整理表

【社会保障分野】

(2016年11月17日時点)

経済・財政再生計画 改革工程表

社会保障分野においては、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化に係る改革項目を含め、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に実行していく。本年2月以降、社会保障WGにおいては、改革工程表に基づく改革の推進に向け、「見える化」の深化を進めるとともに、そこから見えてくる今後の取組の在り方等について議論を行い、とりまとめを行った。（具体的内容は別紙のとおり。また、改革工程表の各項目との対応関係は以下のとおり（青枠の位置は対応する時期を表すものではない）。）

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度			2017年度				
医療・介護提供体制の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)>							【 関連事項 】 地域医療構想策定の着実な進捗と構想実現のための取組 (別紙 p 1)	地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率【2020年度時点での十分な進捗率を実現】
	必要なデータ分析及び推計を行った上で、2025年の高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとの医療需要と病床の必要量等を定める地域医療構想を、原則として全ての都道府県において、2016年度末までに前倒して策定					地域医療構想に基づく(病床の機能分化・連携を推進(療養病床に係る地域差の是正等))			
	病床機能分化の進捗評価等に必要な病床機能報告制度について、2016年10月の次期報告時までに用いることができるよう、病床機能を選択する際の判断に係る定量的基準も含めた基準の見直しについて、関係の検討会において検討し、策定					見直し後の基準による病床機能報告を実施		【 関連事項 】 診療報酬改定の検証(別紙 p 1) 慢性期の医療・介護(療養病床の転換及び受け皿等)に関する検討(別紙 p 1)	
< 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討>									
地域差は正に向けて、療養病床の入院患者の重症度を適切に評価するための診療報酬上の対応について、平成28年度改定において実施					地域差は正に向けた診療報酬上の対応について、平成30年度改定において更なる対応				
厚生労働省の「療養病床の在り方等に関する検討会」において、地域医療構想ガイドラインにおいて在宅医療等に対応するとされた者についての医療・介護サービス提供体制上の対応、2017年度末で廃止が予定されている介護療養病床の取扱い等について検討し、具体的な改革の選択肢を整理		介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論			関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)		療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換の推進		

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度			2017年度				
医療・介護提供体制の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討>							【 関連事項 】 医師・看護職員等の需給についての検討(別紙 p 1)	< 前頁参照 > < 前頁参照 >
	入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論					関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)			
	< 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点から踏まえた医師・看護職員等の需給について検討>								
「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討し、結論									

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： 都道府県ごとの地域医療構想の策定による、医療の「見える化」を踏まえた病床の機能分化・連携の推進(療養病床に係る地域差の是正)
 慢性期の医療・介護ニーズに対応するサービス提供体制に係る制度上の見直しの検討
 医療・介護を通じた居住に係る費用負担の公平化の検討
 地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在の是正などの観点踏まえた医師・看護職員等の需給について検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地域医療構想の策定	30都府県が策定済み（2016年10月末現在）	2016年度中に全都道府県が策定予定
病床機能評価報告制度	・一部の特定入院料等を算定する病棟について、病床機能の判断の考え方を示した。 ・2016年度の病床機能報告から、レセプト情報に病棟コードを導入することにより、病棟ごとの医療の内容について報告を実施。	来年度以降、平成30年度までの早期に、病棟ごとの医療内容の更なる分析を行うことにより、病床機能を選択する際の判断に係る定量的な基準も含めた考え方の見直しを行う。
地域差是正に向けた診療報酬上の対応	・平成28年度診療報酬改定において、療養病棟入院基本料について、 ・医療の必要性の高い患者の受け入れに応じた評価を設けるとともに、 ・医療の必要性をよりきめ細かく評価するための見直しを行った。	平成28年度診療報酬改定の影響の調査・検証を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において更なる対応を行う。
介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換	本年6月から、社会保障審議会療養病床の在り方等に関する特別部会において、平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等の在り方について検討。患者の状態等に応じたサービス提供の在り方について、年末までに結論を得る。	-
入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直し	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
医療従事者の需給	「地域医療構想」も踏まえつつ、医療従事者の需給について、検討会を設置して、検討。	検討結果に基づき、地域間偏在の是正など医師・看護職員等の需給に関する対策を実施。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	2016年度末までに地域医療構想を策定した都道府県の数	47都道府県 (2016年度)	30都府県が策定済み (2016年10月末)	2016年度中に全都道府県が策定予定
第二階層	地域医療構想の2025年における医療機能別(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)の必要病床数に対する都道府県ごとの進捗率 高度急性期、急性期、回復期機能については、病床機能報告による病床数に基づき進捗率を算出 慢性期機能については、療養病床の入院受療率と在宅医療の充実の両方で進捗評価を実施。	2020年度時点での十分な進捗率を実現	-	毎年度3月頃に把握 (2015年度に地域医療構想を策定した都道府県について2018年3月頃に把握予定)

経済・財政再生計画 改革工程表

2014・2015年度 担当当府省庁等		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		2016年度		2017年度	2018年度						
医療・介護提供体制の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会	<p>【関連事項】</p> <p>医療費適正化計画の策定による地域差「半減」に向けた取組推進（医療費適正化基本方針に係る追加検討）（別紙p2）</p> <p>データ分析を踏まえた医療費適正化施策の実施（別紙p2）</p> <p>医療専門職の「気づき」に基づく取組（別紙p2）</p> <p>重複投薬の是正、複数種類の医薬品処方適正化等（別紙p2）</p> <p>たばこ対策等の目標設定（別紙p2）</p> <p>「見える化」の深化に基づく効果的な施策の検討・実施（別紙p3）</p> <p>「医療+介護」の見える化（別紙p3）</p>						
	<p>< 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正></p> <p>< 地域医療構想と整合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定。国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す（都道府県別の医療費の差の半減を目指す）></p>										
<p>・国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差の「見える化」を実施</p> <p>・その上で、医療費適正化指標及び目標を検討し、設定</p> <p>・医療費目標について、入院医療費については、地域医療構想が実現した場合の医療費の算定式、外来医療費については、医療費適正化目標が達成された場合の効果織り込んだ医療費の算定式を設定</p> <p>・2015年度内に医療費適正化基本方針を告示</p>		<p>各都道府県においてデータ分析に基づく医療費の地域差の分析、「見える化」を行った上で、その是正のための取組を含む次期医療費適正化計画を、できる限り前倒しで策定（本来の策定期限は2017年度末）</p>				<p>各都道府県において、第3期医療費適正化計画（策定時から2023年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進</p>				<p>外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数【47都道府県】</p> <p>2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒して行った都道府県の数【おおむね半数】</p> <p>外来医療費の地域差は正のための取組の進捗状況を測る指標（後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】、重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者【100%】）</p>	<p>医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況【2020年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>年齢調整後の一人当たり医療費の地域差【半減を目指して年々縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差【見える化】</p> <p>主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差【見える化】</p>
厚生労働省		<p>国において、NDB等を活用した入院・外来医療費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、指標を追加するとともに、国民に分かりやすい形で定期的に公表する</p>									

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： 外来医療費について、データに基づき地域差を分析し、重複受診・重複投与・重複検査等の適正化を行いつつ地域差を是正
 地域医療構想と統合的な形で、都道府県ごとに医療費の水準や医療の提供に関する目標を設定する医療費適正化計画を策定、国が平成27年度中に標準的な算定方式を示す(都道府県別の医療費の差の半減を目指す)

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医療費適正化計画の策定	2016年11月4日 医療費適正化基本方針の一部改正において標準的な算定式を示した。	第三期計画期間(平成30～35年度)に向けて、基本方針に即して都道府県が医療費適正化計画を策定。
地域差の分析、「見える化」	医療費の地域差及び伸びの要因等について、詳細な分析を行い、2016年3月、4月及び9月にその結果を公表した。	地域差半減に向け、既存のデータ(NDBデータ等)を用いて、より詳細な分析と都道府県へのデータ提供、「見える化」を随時行っていく。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層 外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標	外来医療費の地域差の要因を分析し、是正のための取組を医療費適正化計画に盛り込んだ都道府県の数	47都道府県 (2017年度)	-	2018年3月末時点の都道府県の数 を2018年4月に把握
	2016年度末までに医療費適正化計画策定を前倒しで行った都道府県の数	おおむね半数 (2016年度末)	-	2017年3月末時点の都道府県の数 を2017年4月に把握
	後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果：262保険者(7%) 8割を超える保険者において、後発医薬品利用推進のために施策を実施している。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
	重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果：重複投薬者等への指導を実施している又は今後実施する予定がある保険者は約25%。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
第二階層 医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況	医療費適正化計画の2023年度における医療費目標及び適正化指標に対する都道府県の進捗状況	2020年度時点での十分な進捗を実現	-	平成31年度6月時点でレセプトデータから得られる数値を把握(順次最新の数値を更新)
	年齢調整後の一人当たり医療費の地域差	半減を目指して年々縮小	-	平成26年度時点の数値をできるだけ早期に把握(遅くとも今年度中)。その後、毎年度進捗を把握
	年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差	見える化	-	前年度の数値を夏頃に把握予定
	主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差	見える化	-	前年度の数値を夏頃に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
医療・介護提供体制の適正化		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		< 在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築 >						地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)【100%】	在宅サービス利用者割合【見える化】
		第6期介護保険事業(支援)計画(2015～2017年度)に基づき、推進		第7期介護保険事業(支援)計画(2018～2020年度)に基づき、推進					
		第6次医療計画(2013～2017年度)に基づき、推進		第7次医療計画(2018～2023年度)に基づき、推進				在宅医療を行う医療機関の数【増加】	介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者【100%】
		次期介護保険事業計画及び次期医療計画の同時策定							
	平成27年度介護報酬改定において、介護サービスにおける看取りへの対応を含め、中重度の要介護者や認知症高齢者を支援するための重点的な対応などを実施	在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業の充実や新たな介護予防・日常生活支援総合事業の実施などにより、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進						在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施【100%】	【関連事項】 人生の最終段階における医療の在り方(別紙p3)
	看取りも含めた在宅医療、訪問看護に関する知識・経験を有し、地域の実情に応じた人材育成を主導することのできる医師、看護師の育成を図る								
		< 人生の最終段階における医療の在り方を検討 >							
	人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援のスキルを備えた医療従事者の育成方法等について、モデル事業により検討	相談対応を行う医療従事者の育成研修を全国的に実施		国民に対する意識調査を実施した上で、検討会を設置し、さらに必要な施策等について検討し、順次実施					
	厚生労働省								

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

**改革項目：在宅や介護施設等における看取りも含めて対応できる地域包括ケアシステムを構築
人生の最終段階における医療の在り方を検討**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
介護保険事業計画に基づく取組	第6期介護保険事業計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進。	第6期介護保険事業計画(2015～2017年度)及び第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)に基づき、各保険者において地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進。
医療計画に基づく取組	2016年中に第7次医療計画策定に向け作成方針の見直しについて検討。	都道府県において第7次医療計画を策定し、これに基づき、推進。
地域支援事業の充実、日常生活支援総合事業の実施	介護予防・日常生活支援総合事業については、2017年4月、地域支援事業の充実による生活支援体制整備事業等については2018年4月までに全保険者で実施する予定となっている。	各保険者の取組状況を踏まえ、引き続き必要な支援を実施する。
医師、看護師の育成	在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で人材育成事業を支えることのできる高度人材を育成するための研修を実施。	研修内容を見直ししながら、継続的に在宅医療推進に資する人材育成研修を実施。
人生の最終段階における医療に関する意思決定の支援の在り方、支援スキルを備えた医療従事者の育成等	人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医療・ケアチーム(医師・看護師等)の育成研修を実施。	・研修等により、患者本人の意思決定を基本とするプロセスの普及を図る。 ・検討会を設置し、国民に対する意識調査を実施した上で、さらに必要な施策等について検討し、順次実施。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	地域包括ケアシステム構築のために必要な介護インフラに係る第6期介護保険事業計画のサービスの見込み量に対する進捗状況(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	100% (2017年度末)	小規模多機能型居宅介護：72% 看護小規模多機能型居宅介護：36% 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：40% (2016年6月月報による暫定値)	毎年度数値を測定する
	在宅医療を行う医療機関の数	増加	在宅療養支援病院：1,074機関 在宅療養支援診療所：14,562機関 (いずれも2015年7月)	2016年度の数値は2017年11月～12月頃に把握予定
	介護予防・日常生活支援総合事業の実施保険者	100% (2017年4月)	32.7% (516/1579) (2016年4月末)	セミナーの開催(平成28年度計12回)等を通じて保険者への支援を実施し、各保険者において実施に向けた準備を進めている。
	在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業の実施保険者	100% (2018年4月)	生活支援体制整備事業：61.4% 在宅医療・介護連携推進事業：70.9% 認知症初期集中支援事業：27.1% 認知症地域支援・ケア向上事業：60.0% (いずれも2016年4月末)	在宅医療・介護連携推進事業については、事業に関するセミナーを開催するなど、市町村における事業導入の支援に取り組んでいる。 認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業については、事業に関する研修を実施した他、先行事例集のとりまとめに取り組んでいる。
第二階層	在宅サービス利用者割合	見える化		2016年度末の数値を2017年度に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
医療・介護提供体制の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討 ></p> <p>かかりつけ医機能の更なる強化に向け、地域包括診療料等の普及に向けた必要な要件見直し等について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬改定で対応</p>		<p>外来の機能分化を進める観点から、紹介状なしの大病院受診に対する定額負担を2016年4月から導入</p>						【関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）
	<p>かかりつけ医の普及の観点から、かかりつけ医以外を受診した場合における定額負担を導入することについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む）</p>						かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況【増加】
	<p>< 看護を含む医療関係職種の評評価・質向上や役割分担の見直しを検討 ></p> <p>特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金に基づく新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進を支援</p>								大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合【500床以上の病院で60%以下】 患者が1年間に受診した医療機関数【見える化】
	<p>臨床検査技師及び診療放射線技師の追加された業務範囲の内容の現場における実施状況に関する検証等の方法を研究</p>								

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： かかりつけ医の普及の観点からの診療報酬上の対応や外来時の定額負担について検討
看護を含む医療関係職種の質評価・質向上や役割分担の見直しを検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
かかりつけ医機能の更なる強化(平成28年度診療報酬改定)	平成28年度診療報酬改定において、地域包括診療料等の施設基準の緩和、認知症に対する主治医機能の評価(認知症地域包括診療料)の新設等を行った。	平成28年度診療報酬改定の結果も踏まえ、今後の対応を検討
紹介状なしの大病院受診に対する定額負担	平成28年4月から、紹介状無しで大病院を受診した場合の定額負担を導入した。(対象医療機関)特定機能病院及び一般病床500床以上の地域医療支援病院/(最低金額)医科の初診 5000円・医科の再診 2500円)	定額負担の導入の影響を調査・検証し、外来医療の機能分化・連携の推進について引き続き検討する。
かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担の検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
特定行為研修制度の実施、研修の推進や看護系データベースの参加・利活用の推進	・指定研修機関の追加指定を行うと共に、特定行為研修制度に関する説明会、指導者講習会を開催し、リーフレット作成等の普及啓発を実施。 ・都道府県における新人看護職員研修等の研修事業事例集の提示や、看護系データベースに関するワークショップへの支援を実施。	特定行為研修制度を着実に実施するとともに、地域医療介護総合確保基金により、新人看護職員研修をはじめとする研修の推進や、看護系データベースの参加・利活用の推進を支援。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 かかりつけ機能を評価する診療報酬である「地域包括診療料」、「地域包括診療加算」の算定状況	増加	・地域包括診療料届出施設数：93施設 ・地域包括診療科加算届出施設数：4,701施設(いずれも2015年7月)	2016年度の数値は2017年11～12月頃に把握予定
第二階層 大病院受診者のうち紹介状なしで受診した者の割合	500床以上の病院で60%以下	67% (2014年)	2017年の数値を2018年12月に把握予定
患者が1年間に受診した医療機関数	見える化	別添参照	2016年度の数値は2017年6～8月頃に把握

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2016年度		2017年度	2018年度				
2014・2015年度 担当当府省庁等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
医療・介護提供体制の適正化	<p>< 都道府県が行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組 > < ()改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分 ></p> <p>病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分</p> <p>2015年度における病床の機能分化・連携に係る事業への重点的な配分の取組を、2016年度以降も継続</p>						【 関連事項】 地域医療構想策定の着実な進捗と構想実現のための取組 (別紙 p 1)	
	<p>< ()医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用在り方の検討 ></p> <p>高齢者医療確保法第14条の診療報酬の特例の活用方策について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p> <p>< ()機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応 ></p> <p>7対1入院基本料算定要件の見直しを含む機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価について、中央社会保険医療協議会において検討し、平成28年度診療報酬で対応</p> <p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応</p>						病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等 (7対1入院基本料を算定する病床数【縮小】、患者数【縮小】)	
	<p>< ()都道府県の体制・権限の整備の検討 等 ></p> <p>都道府県の体制・権限の在り方について、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる</p>						【 関連事項】 診療報酬改定の検証 (別紙 p 1)	
厚生労働省								

重要課題：医療・介護提供体制の適正化

改革項目： 都道府県の行う病床再編や地域差是正の努力を支援するための取組
 ()改革に取り組む都道府県を重点的に支援する観点からの地域医療介護総合確保基金の平成27年度からのメリハリある配分
 ()医療費適正化計画の進捗状況等を踏まえた高確法第14条の診療報酬の特例の活用の在り方の検討
 ()機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価、収益状況を踏まえた適切な評価など平成28年度診療報酬改定及び平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定における対応
 ()都道府県の体制・権限の整備の検討 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
病床の機能分化・連携に係る事業へ重点的な配分	病床の機能分化・連携に関する事業への重点的な配分を実施	2017年度以降も継続実施
高齢者医療確保法の診療報酬の特例の活用方法の検討	診療報酬の特例は、厚生労働大臣が都道府県の医療費適正化計画の最終年度の翌年度にその評価を行い、都道府県の目標達成のための手段として、法律に基づき、その都道府県について異なる診療報酬の定めを行うことができるものである。第2期については、平成30年度に評価を行うこととしている。	診療報酬の特例は、県が目標達成のため必要があると認める場合に、国に意見を提出する仕組みを置いている。国と都道府県における第2期の目標の評価に向けて、評価結果を踏まえて法律に基づく診療報酬の特例も含めてどのような適正化の方策をとりうるかを検討したい。
機能に応じた病床の点数・算定要件上の適切な評価	平成28年度診療報酬改定で、機能に応じた患者の受入が進むよう、一般病棟入院基本料等の「重症度、医療・看護必要度」や療養病棟の医療区分の該当基準について見直しを行った。	平成28年度診療報酬改定の影響の調査・検証を踏まえ、平成30年度診療報酬改定において更なる対応を行う。
都道府県の体制・権限の在り方についての検討	地域医療構想が策定段階であることから、権限の行使を実施した例はない。	権限の行使状況等を勘案し、都道府県の体制・権限の在り方について検討

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第二階層 病床の機能分化を踏まえた入院基本料等の算定状況等 (7対1入院基本料を算定する病床数、患者数)	縮小	・病床数：369,700床 (2015年7月) ・延べ算定回数： 1,694,756回/月 (2015年6月)	(病床数) 2016年度の数値は2017年11～12月頃に把握 (延べ算定回数) 2016年度の数値は2017年6～7月頃に把握

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築 ></p> <p style="text-align: center;">保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p style="text-align: center;">個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>< 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒して反映 ></p> <p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< ()2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 ></p>					<p>【関連事項】 日常生活の動線上での健康づくりの推進 (別紙 P 4)</p> <p>疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>			
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標(後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等)を検討し、2015年度中に決定</p> <p>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始 ・保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2018年度までに運用方法を確立</p>					<p>国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p>		<p>加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者【100%】</p> <p>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数【800市町村】、広域連合の数【24団体】</p> <p>< 続 ></p>	<p>健康寿命【2020年までに1歳以上延伸】</p> <p>生活習慣病の患者及びリスク者【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制100万人】</p> <p>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】</p> <p>【2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg】</p> <p>< 続 ></p>
	<p>< ()国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 ></p> <p>国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定</p> <p>新たな仕組み()の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施 2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す</p>					<p>新たな仕組みを2018年度より施行</p>			

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< ()健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 ></p>					<p>【関連事項】 疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>			
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標(後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等)を検討し、2015年度中に決定</p> <p>制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計() (1)保険者の特性を考慮すること、(2)複数の指標による総合的な評価をすること、(3)より多くの保険者に広く薄く加算するとともに、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと等を検討</p>					<p>健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>		<p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数【47都道府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者【100%】</p>	<p>健診受診率(特定健診等)【2017年度の特健診受診率70%以上、2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%以上(特定健診を含む)】</p> <p>後発医薬品の使用割合【2017年度70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>
	<p>< ()医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方等 ></p> <p>診療報酬支払基金において、2015年度末までに、新たな業務効率化等に関する計画を策定</p> <p style="text-align: center;">業務効率化等に関する計画に基づき、取組を推進</p> <p style="text-align: center;">国民健康保険団体連合会において、業務の効率化等について中期経営計画等による取組を推進</p>								

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築

国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒しで反映

保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計

- () 2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立
- () 国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映
- () 健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化
- () 医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本年1月には、保険者種別で共通的に取り組むべき指標を提示し、本年9月の医療保険部会に制度の見直し等や指標等の検討状況を報告。 ・平成28年4月に厚生労働省、日本医師会等の三者で策定した「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき取組を推進。同年7月に全保険者を対象に調査を実施し、同月に開催された日本健康会議にて、重症化予防の取組を行う自治体等の進捗状況を公表。同年11月には、重症化予防の取組の更なる横展開に向けた課題と対応策等について検討する重症化予防WGを開催し、議論。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加減算制度は、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率や後発医薬品の使用割合などの指標に応じて、インセンティブ(減算)とペナルティ(加算)のメリハ리를強化し、平成30年度からの支援金に反映する。 ・平成28年に実施した保険者全数調査や各都道府県・市町村の取組内容等のより詳細な状況把握を行うための詳細調査の結果に基づき、重症化予防WGの資料において、取組を更に進める上での課題の整理、対応策の検討や先進的な事例の紹介等を通じ、引き続き、都道府県単位でのプログラムの策定、市町村における重症化予防の取組の促進を図る。
個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防の取組の推進	<p>健保組合や市町村では、予防・健康づくりに取り組む加入者にヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブを提供する取組が保健事業として実施されている。平成27年医療保険制度改革でも、保険者の努力義務として位置付けるとともに(平成28年4月施行)、厚生労働省において、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを本年5月に公表した。また、本年7月の日本健康会議において取組状況を発表し、ホームページで公表した。</p>	<p>引き続き、先進的な事例の「見える化」や「横展開」を加速化する。</p>
保険者努力支援制度	<p>平成28年4月に自治体へ向け指標の候補を提示した。9月の国保基盤強化協議会の事務レベルWGにおいて、具体的な評価指標と配点の案を提示した。今後平成28年度分の実施に向け、今秋中に自治体へ向け通知を発出する。</p>	<p>保険者努力支援制度の具体的な仕組み(評価指標、支援額の算定方法等)を検討し、2018年度までに運用方法を確立。</p>
国民健康保険財政の仕組みの見直し	<p>平成28年4月国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法に係るガイドラインを発出</p>	<p>新たな仕組みの実施に向け、国として政省令改正等の必要な改正を行い、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を平成29年度中に実施</p>
後期高齢者支援金の加算減算制度	<p>本年1月には、保険者種別で共通的に取り組むべき指標を提示し、本年9月の医療保険部会に制度の見直し等や指標等の検討状況を報告。</p>	<p>加減算制度は、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率や後発医薬品の使用割合などの指標に応じて、インセンティブ(減算)とペナルティ(加算)のメリハ리를強化し、平成30年度からの支援金に反映する。</p>
診療報酬支払基金の業務効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年4月にデータヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会(以下「検討会」という。)を立ち上げ、7月までに4回実施。 ・ 検討会のもとにWGを設置し、9月～11月上旬にかけて審査・支払効率化を議論するWGを6回、ビッグデータ活用を議論するWGを3回実施。 ・ 11月中旬に検討会を再開し、WGでの意見等を踏まえ支払基金の組織体制等の検討を行い、年内に結論を得る。 	<p>検討会のとりまとめに基づき、取組を実施。</p>
国民健康保険団体連合会の業務効率化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年4月にデータヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会(以下「検討会」という。)を立ち上げ、7月までに4回実施。 ・ 検討会のもとにWGを設置し、9月～11月上旬に審査・支払効率化を議論するWGを6回、ビッグデータ活用を議論するWGを3回実施。 ・ 11月中旬に検討会を再開し、WGでの意見等を踏まえ、審査業務の効率化・統一化、保険者機能の強化やビッグデータ活用方策等の検討を行い、年内に結論を得る。 	<p>検討会のとりまとめに基づき、取組を実施する。</p>

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 全ての国民が自ら生活習慣病を中心とした疾病の予防、重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診等の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築 ></p> <p>保険者による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>個人による疾病の予防、重症化予防、介護予防等の取組を推進</p> <p>< 国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行制度に前倒して反映 ></p> <p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< ()2018年度までに国民健康保険の保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立 ></p>					<p>【関連事項】 日常生活の動線上での健康づくりの推進 (別紙 P 4)</p> <p>疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>			
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標 (後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等) を検討し、2015年度中に決定</p> <p>・新たな指標の達成状況に応じ保険者のインセンティブを強化する観点から、2016年度から国民健康保険の特別調整交付金の一部において傾斜配分の仕組みを開始</p> <p>・保険者努力支援制度の具体的な仕組み (評価指標、支援額の算定方法等) を検討し、2018年度までに運用方法を確立</p>					<p>【関連事項】 疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>		<p>加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術 (ICT) 等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者 【100%】</p> <p>かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数 【800市町村】、広域連合の数 【24団体】</p> <p>< 続 ></p>	<p>健康寿命 【2020年までに1歳以上延伸】</p> <p>生活習慣病の患者及びリスク者 【2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制100万人】</p> <p>【2020年までにメタボ人口2008年度比25%減】</p> <p>【2022年度までに高血圧の改善 (収縮期血圧の平均値の低下) 男性134mmHg、女性129mmHg】</p> <p>< 続 ></p>
	<p>< ()国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映 ></p> <p>国民健康保険財政の仕組みの見直しの基礎的枠組みを2015年度中に決定</p> <p>新たな仕組み () の実施に向け、各自治体において条例改正等の施行に向けた準備を2017年度中に実施</p> <p>2018年度から、都道府県が国民健康保険の中心的な役割を担い、各市町村は都道府県から賦課された納付金を支払うための保険料を決定することとなるが、その中で各市町村の保険料水準に影響を与える納付金に医療費の地域差が反映されるよう、財政調整交付金の配分方法を含め、国民健康保険財政の仕組みを見直す</p>					<p>国民健康保険の保険者努力支援制度を2018年度より本格実施</p> <p>新たな仕組みを2018年度より施行</p>			

	集中改革期間					2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当当府省庁等		2016年度		2017年度				
インセンティブ改革	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化に係る制度設計 ></p> <p>< ()健康保険組合等の後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化 ></p>					<p>【関連事項】 疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化 (別紙 p 4)</p>			
	<p>保険者の医療費適正化への取組を促すための指標 (後発医薬品の使用割合、重症化予防の取組、重複投薬等) を検討し、2015年度中に決定</p> <p>制度の運用面での強化に向けた加算・減算幅等の制度設計 ()</p> <p>(1) 保険者の特性を考慮すること、(2) 複数の指標による総合的な評価をすること、(3) より多くの保険者に広く薄く加算するとともに、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと等を検討</p>					<p>健康保険組合等の後期高齢者支援金における新たな指標の達成状況に応じた傾斜配分を、2018年度より実施</p>		<p>地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数 【47都道府県の協議会】</p> <p>後発医薬品の利用動向など、使用割合を高める取組を行う保険者 【100%】</p>	<p>健診受診率 (特定健診等) 【2017年度の特健診受診率70%以上、2020年までに健診受診率 (40～74歳) を80%以上 (特定健診を含む)】</p> <p>後発医薬品の使用割合 【2017年度70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>
	<p>< ()医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方 等 ></p> <p>診療報酬支払基金において、2015年度末までに、新たな業務効率化等に関する計画を策定</p> <p>業務効率化等に関する計画に基づき、取組を推進</p> <p>国民健康保険団体連合会において、業務の効率化等について中期経営計画等による取組を推進</p>								

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	加入者自身の健康・医療情報を、情報通信技術(ICT)等を活用し、本人に分かりやすく提供する保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:1,774保険者(51%) 2,847保険者がICT等を活用して健診結果を提供している。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体の数、広域連合の数	800市町村 24広域連合	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:118市町村(14%)、4広域連合(16%) 糖尿病性腎症の取組を行っている自治体は659市町村、 今後実施予定の自治体は362市町村。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
	地域と職域が連携した予防に関する活動を行う保険者協議会の数	47都道府県の協議会	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:0保険者協議会(0%) 半数以上の都道府県の保険者協議会で、保険者等 の間で問題意識の共有を図る取組やデータヘルスの効果的な事例を広める取組を行っている。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
	後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う保険者	100%	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:262保険者(7%) 8割を超える保険者において、後発医薬品利用推進のために施策を実施している。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定	
第二階層	健康寿命	男性 71.42歳 女性 74.62歳 (2020年) 1歳以上延伸 (2010年比)	男性71.19歳 女性74.21歳 (2013年)	2016年度の数値を2018年3月に把握	
	生活習慣病の患者及びリスク者	2022年度までに糖尿病有病者の増加の抑制1000万人	1000万人 (2022年度まで)	950万人(2012年)	2017年度の数値を2018年冬頃に把握予定
		2020年までにメタボ人口2008年度比25%減	メタボ人口2008年度比25%減 (2020年まで)	3.18%減(2014年度) 特定保健指導の対象者数における減少率は、16.1%(2014年度)	2016年度の数値を2018年夏頃把握
		2022年度までに高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)男性134mmHg、女性129mmHg	男性134mmHg 女性129mmHg (2022年度まで)	男性133.8mmHg 女性127.2mmHg (2015年)	2016年度の数値を2017年冬頃に把握予定
	健診受診 (特定健診等)	各年度における特定健診対象者に占める当該年度における特定健診受診者の割合	特定健診受診率70%以上 (2023年度)	48.6% (2014年度)	2016年度の数値を2018年夏頃把握
		各年度における40~74歳人口に占める当該年度に健診(特定健診を含む)を受診した者の割合	健診受診率(40~74歳)を80%以上(特定健診を含む) (2020年まで)	66.2% (2013年度)	2016年の数値を2017年夏頃把握
後発医薬品の使用割合	・70%以上 (2017年度) ・80%以上 (2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査))) <参考値> 63.1% (2016年3月(最近の調剤医療費の動向)) 保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない))	次回の医薬品価格調査は、2017年を予定		

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度	2017年度					2018年度
インセンティブ改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>< ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進 ></p>								
	ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等の実施に係るガイドラインを2015度中に策定	ガイドラインに基づき、各保険者においてヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与の取組を順次実施						予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体（国民健康保険保険者等）の数【800市町村】	< 前々頁・前頁参照 >
	<p>< セルフメディケーションの推進 ></p>								
健康サポート薬局について、関係検討会において、健康サポートの基準や公表の仕組みについて2015年9月に取りまとめ	2016年度から地域住民の主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する「健康サポート薬局」の公表制度を施行						予防・健康づくりについて、加入者を対象としたインセンティブを推進する被用者保険の保険者の数【600保険者】		
医療用医薬品の有効成分のうちスイッチOTC化が適当と考えられる候補品目について、医学・薬学の専門家、消費者等の多様な主体で構成する評価検討会議を設置し、新しい評価スキームの運用を行う									
厚生労働省							【関連事項】 セルフメディケーションの推進（別紙p4）		

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: ヘルスケアポイント付与や保険料への支援になる仕組み等の個人に対するインセンティブ付与による健康づくりや適切な受診行動等の更なる促進
セルフメディケーションの推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援になる仕組み等	健保組合や市町村では、予防・健康づくりに取り組む加入者にヘルスケアポイントを付与し、健康グッズ等と交換できるようにするなど、インセンティブを提供する取組が保健事業として実施されている。平成27年医療保険制度改革でも、保険者の努力義務として位置付けるとともに(平成28年4月施行)、厚生労働省において、保健事業で実施する場合の具体的なガイドラインを本年5月に公表した。また、本年7月の日本健康会議において取組状況を発表し、ホームページで公表した。	引き続き、先進的な事例の「見える化」や「横展開」を加速化する。
健康サポート薬局の公表制度	平成28年10月1日から各都道府県への届出が開始され、各都道府県において薬局機能情報提供制度による公表が進められている。	制度が円滑に運営されるよう、自治体と連携して取り組む。
スイッチOTCが適当と考えられる候補品目について、検討会の設置	平成28年4月13日に、「第1回医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」を開催し、同年8月5日より、スイッチOTC医薬品の候補となる成分について、要望の受付を開始した。	現在、要望品目リストを作成し、情報の整理を行っており、近く公表の上、産業界や関係医学会・医会へ見解を求めべく準備を進めている。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 予防・健康づくりに関して、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体(国民健康保険保険者等)の数	800市町村	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:115市町村(14%) 予防・健康づくりに向けたインセンティブ事業を行っている自治体は394市町村、今後実施予定の自治体は158市町村。 全数調査では、対象保険者3459のうち、3202保険者(92.6%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
	600保険者	-	2016年3月時点の数値を2017年3月頃に把握予定。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017 年度	2018 年度				
インセンティブ改革	要介護認定率や一人当たり介護費等の地域差分析について、「医療・介護情報の分析・検討ワーキンググループ」等において議論	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
		<p>< 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討 ></p>						
		<p>第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付費適正化の取組を推進</p>		<p>第4期介護保険給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき推進</p>				
		<p>市町村へ専門家を派遣するモデル事業を実施し、効果的な介護費用分析や給付費適正化のための手法を検討</p>		<p>モデル事業の取組も踏まえて、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ</p> <p>費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進</p>				
		<p>自立支援に資する適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業を実施</p>		<p>モデル事業の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効果的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表、普及に向けた取組を推進</p>				
		<p>地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化</p> <p>保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>				
		<p>地域包括ケア「見える化」システムを通じて公表</p> <p>2次リリース(6月予定): 年齢調整済み指標</p> <p>3次リリース(2月予定): 既存指標の充実及び拡充</p>						
	厚生労働省	<p>国において、介護給付費の地域差等の分析、「見える化」を引き続き推進し、国民に分かりやすい形で定期的に公表</p>						
							<p>地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者【100%】</p> <p>年齢調整後の要介護度別認定率の地域差【縮小】</p> <p>年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)【縮小】</p>	
							<p>【関連事項】</p> <p>給付実態の「見える化」から導かれる課題への対応(別紙p4)</p> <p>保険者機能の強化、高齢者の自立支援・介護予防の全国展開(別紙p4)</p>	

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: 要介護認定率や一人当たり介護費の地域差を分析し、保険者である市町村による給付費の適正化に向けた取組を一層促す観点からの、制度的な対応も含めて検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
介護保険給付適正化計画に基づく取組	第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)に基づき、各保険者において給付の適正化のための取組を推進。	第3期介護保険給付適正化計画(2015～2017年度)及び第4期介護給付適正化計画(2018～2020年度)に基づき、各保険者において給付適正化の取組を推進。
市町村へ専門家を派遣するモデル事業	市町村へ専門家を派遣するモデル事業を5道府県において実施し、効果的な介護費用分析や給付の適正化のための手法を検討。	・モデル事業実施道府県の取組を踏まえ、費用分析や適正化手法の検討を進め、2017年度前半までにガイドラインを取りまとめ ・費用分析や適正化手法を普及するとともに、更なる効果的な保険者支援の取組を検討・推進
自立支援に資するてきせつなケアマネジメントに向けた手法の検討に関するモデル事業	適切なケアマネジメントに向けた手法の検討を目的に、モデル事業等を実施中。	モデル事業等の取組を踏まえ、2017年度中に効果的・効率的なケアマネジメントに向けた標準的な手法に関するガイドラインを作成・公表。
地域差の分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクルの強化、保険者機能の強化や市町村による給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けに係る制度的枠組み等の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
地域包括「見える化」システム	2016年7月 2次リリース(年齢調整済み指標)を実施。	2017年4月 3次リリース(既存指標の充実及び拡充)を実施予定。
介護給付費の地域差等の分析、「見える化」の推進について、国民にわかりやすい形での公表	2016年7月 2次リリース(年齢調整済み指標)を実施。	2017年4月 3次リリース(既存指標の充実及び拡充)を実施予定。

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	地域差を分析し、給付費の適正化の方策を策定した保険者	100% (2018年4月)	-	2017年度末の状況を2018年4月頃に把握
第二階層	年齢調整後の要介護度別認定率の地域差	縮小	合計:7.1% 要介護5:10.2% 要介護4:6.5% 要介護3:7.2% 要介護2:8.2% 要介護1:6.6% 要支援:17.5% (2015年度暫定値)	毎年度数値を測定する。
	年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)	縮小	合計:5.2% 施設:8.5% 居住系:20.3% 在宅:8.0% (2015年度暫定値)	毎年度数値を測定する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
イン セン ティブ 改 革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	< 高齢者のフレイル対策の推進 >		後期高齢者の特性に応じて、専門職(管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等)が、対応の必要性の高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等のモデル事業を実施			本格実施		【関連事項】 高齢者のフレイル対策(別紙p5)	がん検診受診率 【2016年度までにがん検診受診率50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%)】
	効果的な栄養指導等の研究		専門家や関係者による検討ワーキングチームにおいて、事業内容の効果検証等を実施					低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数【47広域連合】	がんによる死亡者 【がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少】
	< 「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進 >							がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村【100%】	2017年度以降は次期がん対策推進基本計画で策定する目標値
	「がん対策加速化プラン」を2015年中を目途に策定		「がん対策推進基本計画」(2012～2016年度)に基づく取組を「がん対策加速化プラン」によって加速化			次期「がん対策推進基本計画」に基づく取組を推進			
			次期「がん対策推進基本計画」の検討、策定						
	厚生労働省								

重要課題:インセンティブ改革

改革項目: 高齢者のフレイル対策の推進

「がん対策加速化プラン」を年内めどに策定し、がん対策の取組を一層推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
専門職の相談や訪問指導のモデル事業	管理栄養士等の専門職による後期高齢者に対する相談や訪問指導等のモデル事業を、30広域連合において実施。(2016年8月時点)	平成30年度から、後期高齢者の特性に応じた保健事業を全広域連合に横展開。
効率的な栄養指導等の研究、事業内容の効果検証等	高齢者の保健事業のあり方検討WGにおいて、専門職による後期高齢者に対する相談や訪問指導等のモデル事業の効果検証及び好事例の収集を実施している。	平成29年度末を目途に、各広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業のためのガイドラインを作成。
がん対策加速化プランの取組	平成27年12月に「がん対策加速化プラン」を策定。	「がん対策加速化プラン」に基づき取組を実施。
次期「がん対策推進基本計画」	がん対策推進協議会等で「がん対策推進基本計画」の見直しについて議論。	2017年6月をめどに次期「がん対策推進基本計画」を策定。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	低栄養の防止の推進など高齢者のフレイル対策に資する事業を行う後期高齢者医療広域連合数	47広域連合	2016年6月の保険者データヘルス全数調査の結果:14広域連合(29.8%) 全数調査では、対象広域連合47のうち、46広域連合(97.9%)から回答を得た。	次回は2017年7月頃に調査予定
	がん検診の受診勧奨等の取組について評価・改善等を行う市区町村	100% (2016年度)	胃がん:72.4% 肺がん:72.3% 大腸がん:71.8% 子宮頸がん:71.0% 乳がん:72.5% (2015年度)	2016年度の数値は2017年夏頃に把握予定
第二階層	年齢調整後の要介護度別認定率の地域差	縮小		前々頁参照
	年齢調整後の一人当たり介護費の地域差(施設/居住系/在宅/合計)	縮小		前々頁参照
	がん検診受診率	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (いずれも2016年度まで)	胃がん:男性45.8% 女性33.8% 肺がん:男性47.5% 女性37.4% 大腸がん:男性41.4% 女性34.5% 子宮頸がん:女性42.1% 乳がん:女性43.4% (いずれも2013年)	2016年の数値は2017年7月頃に把握予定
	がんによる死亡者	がんの年齢調整死亡率を2016年度までの10年間で20%減少 注)2005年の92.4(人口10万対)から10年間で73.9まで減少させる	79.0 (2014年)	2016年の数値は2017年11月頃に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
公的サービスの産業化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開 ></p> <p>・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択</p> <p>・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ</p> <p>民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)</p> <p>第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)</p> <p>【関連事項】 データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援(別紙p5) データに基づく効果的な疾病予防、疾病管理、重症化予防、介護との連携(別紙p5) 保険者へのインセンティブ付与(別紙p5)</p> <p>【関連事項】 好事例の全国展開(別紙p6) データ分析等を行う民間企業等の活用促進(民間企業とのマッチング強化)(別紙p6) 保険者への支援(別紙p6)</p>						好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】	
	<p>< ④医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 ></p> <p>< ()障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施 ></p> <p>< ()事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進 ></p> <p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p> <p>・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応</p> <p>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知</p> <p>【④関連事項】 健康関連産業の育成(別紙p6) 個々のニーズに応じた生活関連サービスの活用(別紙p7) 薬局を地域における健康づくりに活用する取組(別紙p7)</p>						健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】		
	<p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定</p> <p>「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進</p>						健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】		
						協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】			

重要課題: 公的サービスの産業化

改革項目: 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開
 ① 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等>
 () 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施
 () 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
データヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年7月開催の日本健康会議2016にて、データヘルスの好取組事例を紹介。 ・日本健康会議のHPにてデータヘルスの取組事例を公表。 	事例集、データヘルス計画作成の手引き(改訂)を2017年春に発行予定。
医療法人の医療・健康増進関連サービスの実施	2016年5月、附帯業務に関する通知を改正。	医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、引き続き、関係者のニーズ等に基づき、グレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応。
<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等の医療関係職種の民間の健康サービス事業での活躍促進 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーゾーン解消制度により、随時対応。 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知については、昨年度モデル事業について各都道府県から事例を収集し、事業の内容及び結果等について精査を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応。 ・薬局・薬剤師を活用した健康づくりモデル事業の好事例の収集・周知については、今年度中に、自治体等に好事例の周知を図る予定。
保険外サービス活用ガイドブックの取組	「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を活用し、取組を推進中。	「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」(保険外サービス活用ガイドブック)を活用し、引き続き取組を推進。

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
公的サービスの産業化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開 ></p> <p>・日本健康会議において、2020年に達成すべき8つの宣言を採択</p> <p>・「健康増進・予防サービス・プラットフォーム」において、優良事例の全国展開に向けた進め方について、2015年中に一定の方向性を取りまとめ</p> <p>民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組の優良事例の収集、手順書作成等による全国展開を実施(データヘルス計画第1期)</p> <p>第1期における優良事例の要素を反映し、さらに効果的・効率的な取組を推進(データヘルス計画第2期)</p> <p>【関連事項】 データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援(別紙p5) データに基づく効果的な疾病予防、疾病管理、重症化予防、介護との連携(別紙p5) 保険者へのインセンティブ付与(別紙p5)</p> <p>【関連事項】 好事例の全国展開(別紙p6) データ分析等を行う民間企業等の活用促進(民間企業とのマッチング強化)(別紙p6) 保険者への支援(別紙p6)</p>						<p>好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数【100%】</p> <p>データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者【データヘルス計画策定の保険者において100%】</p> <p>健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数【500社】</p> <p>協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数【1万社】</p> <p>各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>		
	<p>< ④医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等 ></p> <p>< ()障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施 ></p> <p>< ()事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進 ></p> <p>医療法人が、本来業務・附帯業務としての医療・健康増進関連サービスを実施することについて、関係者のニーズ等に基づきグレーゾーン解消制度の活用を含め柔軟に対応</p> <p>・看護師等の医療関係職種が民間の健康サービス事業でより活躍できるよう、グレーゾーン解消制度等を利用し、関係者のニーズを把握しつつ迅速に対応</p> <p>・薬局・薬剤師を活用した健康づくりのモデル事業における好事例の収集・周知</p> <p>【④関連事項】 健康関連産業の育成(別紙p6) 個々のニーズに応じた生活関連サービスの活用(別紙p7) 薬局を地域における健康づくりに活用する取組(別紙p7)</p>							<p>健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】</p>	
	<p>介護保険外サービスを創出するに当たって参考となる事例やノウハウを記載した「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を2015年度中に策定</p> <p>「保険外サービス活用ガイドブック(仮称)」を活用し、取組を推進</p>							<p>保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数【100社】</p>	

重要課題: 公的サービスの産業化

改革項目: 民間事業者も活用した保険者によるデータヘルスの取組について、健康経営の取組との連携も図りつつ、好事例を強力に全国展開
 ① 医療関係職種の活躍促進、民間事業者による地域包括ケアを支える生活関連サービスの供給促進等>
 () 障壁となっている規制がないか検証し必要な対応を検討・実施
 () 事業運営の効率化等に関する民間事業者の知見や資金の活用を促進

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	好事例(の要素)を反映したデータヘルスの取組を行う保険者数	全保険者 (2017年度)	-	2016年3月時点の数値を2017年3月頃に把握予定。
	データヘルスに対応する健診機関(民間事業者も含む)を活用する保険者	データヘルス計画策定の全保険者 (2017年度)	-	2017年3月時点の数値を2018年3月頃に把握予定。
	健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の加入者の特性に応じた指標によりデータヘルスの進捗管理を行う保険者	データヘルス計画策定の全保険者 (2017年度)	-	健康維持率等の測定、検証に関する公募事業を実施した上で対象保険者の把握方法について検討
	健康保険組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業の数	500社 日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」では2020年の達成目標としている。	138社 (参考値) 今年度の達成状況については、設定した達成要件をもとに平成27年度健康経営度調査の結果にあてはめ、参考値として算出。	参考値ではあるが初年度としては良好。次回は2017年7月頃に調査予定。
	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業の数	1万社 日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」では2020年の達成目標としている。	2,970社 (2016年3月)	初年度としては良好。次回は2017年7月頃に調査予定。
	保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者の数	100社 日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」では2020年の達成目標としている。	88社 (2016年3月)	初年度としては良好。次回は2017年7月頃に調査予定。
第二階層	各保険者における健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等の改善状況【見える化】	-	-	今年度の公募事業にて健康維持率、生活習慣病の重症疾患の発症率、服薬管理率等のデータの測定、検証した上で、2016年度の数値を2017年秋以降に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017 年度	2018 年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
公的サービスの産業化		<p><②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上></p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p>								
	介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出	<ul style="list-style-type: none"> 介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施 離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 							地域医療介護総合確保基金による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施 都道府県数【47都道府県】、計画の目標（研修受講人数等）に対する達成率【100%】	
	2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施	<ul style="list-style-type: none"> 介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。 ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知 				<ul style="list-style-type: none"> 書類削減に向けて対応可能なものから実施 ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 				
	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映 福祉用具や介護ロボットの実用化を支援するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 								

重要課題: 公的サービスの産業化

改革項目: ②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地域医療介護総合確保基金による取組の支援	地域医療介護総合確保基金により都道府県が行う多様な人材層に対する介護人材キャリアアップの研修などの取組を支援した。	引き続き、都道府県による介護人材の資質向上のための取組を支援する。
・介護職を目指す学生への修学資金の貸し付け等 ・離職した介護福祉士の円滑な再就業支援	・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援を実施した。 ・離職した介護福祉士の届出制度の施行(平成29年4月)に向け、届出システムを構築中。	・引き続き、介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援を実施する。 ・離職した介護福祉士の届出制度の施行により、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的な支援を行い再就業を促進する。
書類の削減、ICTを活用した業務負担軽減	・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施中。 ・介護事業所における書類削減に向け方策を検討。	・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、2016年度末までに必要なガイドラインをまとめ、公表・周知する。 ・介護事業所における書類削減に向け方策を引き続き検討の上、書類削減に向けて対応可能なものから実施。
介護ロボットの開発等	介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業や、介護ロボットを活用した効果的な介護技術を構築するためのモデル事業等を実施。	・引き続き介護ロボットの開発・普及の加速化を図る ・介護ロボット導入による介護業務の負担軽減効果等の検証を踏まえ、介護報酬や人員配置・施設基準の見直し等を含め適切な評価方法を検討

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	地域医療介護総合基金による介護人材の資質向上のための都道府県取組の実施都道府県数、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率	(都道府県の数) 47都道府県 (研修受講人数等) 100% (2020年度)	都道府県の数: 47都道府県 (2016年度) 研修受講人数等:	(都道府県の数) 引き続き、都道府県による介護人材の資質向上のための取組を支援する。 (研修受講人数等) 2016年の数値を2017年8月頃に把握予定

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
公的サービスの産業化	<p><②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組> <()医療保険のオンライン資格確認の導入></p>								
		具体的なモデル案やその実現方策、費用対効果等を検討するための調査研究実施	医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入の実施に向けた準備			医療保険のオンライン資格確認の段階的な導入			
	<p><()医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上></p>								
		医療等分野の番号の具体的な制度設計等について、「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」において、2015年末までに一定の結論を得る	医療等分野における番号の段階的運用の実施に向けた準備			オンライン資格確認の基盤も活用して医療等分野における番号の段階的運用を開始、2020年までに本格運用を目指す			
<p><()医療等分野における研究開発の促進></p>									
	既存の医療情報の各種データベースの連結・相互利用を可能にすること等について、臨床研究等ICT基盤構築研究事業により検討				プログラム・仕様の検討を行った上で、試験的運用を実施				
	厚生労働省								

重要課題: 公的サービスの産業化**改革項目: ②マイナンバー制度のインフラ等を活用した取組**

- () 医療保険のオンライン資格確認の導入
- () 医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上
- () 医療等分野における研究開発の促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医療保険のオンライン資格確認	2016年度中 オンライン資格確認に関する調査研究事業を実施	2018年度～ オンライン資格確認の段階的運用開始 2020年～ オンライン資格確認の本格運用開始
医療・介護機関等間の情報連携の促進による患者負担軽減と利便性の向上	2015年12月 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書 とりまとめ 2016年度中 医療等IDに関する調査研究事業を実施	2018年度～ 医療等IDの段階的運用開始 2020年～ 医療等IDの本格運用開始
医療等分野における研究開発の促進	臨床研究等ICT基盤構築研究事業において、医療情報の利活用のための収集基盤の構築に係る研究を開始したところである。	2018年度までに、医療機関等から収集した健康医療データを連携・利活用するための基盤構築に係る仕様を開発し、試験的運用を開始する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度		2017年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><④世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討> <()高額療養費制度の在り方></p> <p>外来上限や高齢者の負担上限額の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方></p> <p>医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引上げの実施状況等も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、結論</p>							
	<p><()高額介護サービス費制度の在り方></p> <p>高額介護サービス費制度の見直しについて、制度改正の施行状況や高額療養費との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>							
<p><()介護保険における利用者負担の在り方等></p> <p>介護保険における利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況や医療保険制度との均衡の観点も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>								

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 担当府省庁等	2016年度		2017年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p><⑤現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討> <()介護納付金の総報酬割></p> <p>社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>							
	<p><()その他の課題></p> <p>現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るためのその他の課題について、関係審議会等において検討し、結論</p>							
	<p><⑥医療保険、介護保険とともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討></p> <p>医療保険において、介護保険における補足給付と同様の金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの適用拡大を行うことについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p> <p>マイナンバーの活用については、改正マイナンバー法(公布日(平成27年9月9日)から3年以内に施行予定)による預金口座への付番開始後3年を目途とする見直しの検討に併せて、実施上の課題を検討</p>							
厚生労働省								

重要課題:負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化

- 改革項目:** ㉔世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点からの検討
- ()高額療養費制度の在り方
 - ()医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方
 - ()高額介護サービス費制度の在り方
 - ()介護保険における利用者負担の在り方 等
- ㉕現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための検討
- ()介護納付金の総報酬割
 - ()その他の課題
- ㉖医療保険、介護保険ともに、マイナンバーの活用等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
高額療養費制度の検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
後期高齢者の窓口負担の検討	7月14日の社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の窓口負担のあり方について議論。	引き続き、同部会において議論を行う。
高額介護サービス費制度の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
介護保険の利用者負担の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
介護納付金の総報酬割導入の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を計るためのその他の課題の検討	-	-
医療保険における金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みの検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <()次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討></p> <p>軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>軽度者に係る生活援助、福祉用具貸与及び住宅改修に係る負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p>軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化について、地域差の是正の観点も踏まえつつ、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる</p>				

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化	厚生労働省	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><⑧公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討> <()医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す></p> <p>費用対効果評価について、評価対象の選定方法や評価結果の活用方法等について、平成28年度診療報酬改定での試行的導入に向けて検討、結論</p> <p>試行的な導入の結果を踏まえ、速やかな本格導入に向けて、費用対効果評価に用いる費用と効果に関するデータの整備方法や、評価結果に基づく(償還の可否判断の在り方等)について、施行の状況も踏まえた更なる検討、診療報酬改定における適切な対応</p> <p><()生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方等の在り方等の検討> 生活習慣病治療薬等の処方の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論</p> <p><()市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討></p> <p>公的保険給付の範囲の見直しや医薬品の適正使用の観点等から、平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等について、その具体的内容を検討し、結論</p> <p>スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論</p> <p><()不適切な給付の防止の在り方について検討 等> 保険医療機関に対する指導監査及び適時調査について、見直しを検討</p>		<p>診療報酬改定において適切に対応</p>		<p>関係審議会等における検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)</p>				

【⑦ 関連事項】
生活習慣病治療薬等に係る費用面も含めた在り方等の検討
(別紙 p 7)

【⑧ 関連事項】
診療報酬改定の検証(別紙 p 1)

重要課題:負担能力に応じた公平な負担 給付の適正化

- 改革項目:**⑦公的保険給付の範囲や内容について適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するための検討
- ()次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討
 - ()医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入を目指す
 - ()生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の方等について検討
 - ()市販品類似薬に係る保険給付について見直しを検討
 - ()不適切な給付の防止の方等について検討 等

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
軽度者に対する生活援助サービス等の給付の方等の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
軽度者に対する生活援助サービス等の負担の方等の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
軽度者に係る福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化の検討	社会保障審議会介護保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
費用対効果評価の検討	平成28年度診療報酬改定において費用対効果評価を医薬品7品目、医療機器6品目について試行的に導入した。	費用対効果評価の試行的導入の結果を踏まえ、平成30年度診療報酬改定における本格導入に向けて具体的な評価方法等を検討する。
生活習慣病治療薬等の処方の方等について、医療機関における採用薬や、医薬品の使用手順を、医療機関ごとに定めた「フォーミュラ」に関する国内外の調査を行いながら、検討中。	生活習慣病治療薬等の処方の方等について、医療機関における採用薬や、医薬品の使用手順を、医療機関ごとに定めた「フォーミュラ」に関する国内外の調査を行いながら、検討中。	国内外の調査結果を踏まえつつ、関係者の意見を聞きながら検討。
平成28年度診療報酬改定において、長らく市販品として定着したOTC類似薬を保険給付外とすること等の検討	医薬品の適正給付の観点から、平成28年度診療報酬改定において、一回の処方における湿布薬の処方枚数を原則として70枚までとした。	平成28年度診療報酬改定の影響を調査・検証し、医薬品の適正給付について検討。
スイッチOTC化された医療用医薬品に係る保険償還率の方等について検討	社会保障審議会医療保険部会において検討しており、年末までに結論を得ることとしている。	-
保険医療機関に対する指導監督及び適時調査の検討	保険医療機関に対する指導監督及び適時調査について、平成27年度に適時調査マニュアルの作成や指導に係る運用基準の見直し等を行った。平成28年度中に適時調査のフォローアップなどを実施し、必要に応じて見直しを検討する。	引き続き、保険医療機関に対する指導監督及び適時調査について、見直しを検討する。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<p><◎後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる></p>								
		<p>普及啓発等による環境整備に関する事業を実施</p>				<p>2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進</p>			<p>【◎関連事項】 後発医薬品の使用促進（別紙p7） 診療報酬改定の検証（別紙p1）</p>	
		診療報酬上のインセンティブ措置等の総合的な実施	<p>信頼性向上のため、国立試験研究機関及び都道府県における後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化</p>						<p>後発医薬品の品質確認検査の実施 【年間約900品目】</p>	<p>後発医薬品の使用割合 【2017年央70%以上、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上に引上げ】</p>
			<p>信頼性向上のため、有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報（ブルーブック（仮称））等を公表</p>							
		<p><◎後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討></p>								
		国民負担軽減の観点から、後発医薬品の価格の見直しを実施								
		<p><◎後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討></p>								
		特許の切れた先発医薬品の価格の引下げ措置（Z2）の見直しを実施								<p>【◎◎関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）</p>
		<p>先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2017年央における後発医薬品の数量シェア目標の進捗評価の時期を目途に結論</p>								
	厚生労働省									

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目: ㊸後発医薬品に係る数量シェアの目標達成に向けて安定供給、信頼性の向上、情報提供の充実、診療報酬上の措置など必要な追加的措置を講じる
 ㊹後発医薬品の価格算定ルールの見直しを検討
 ㊺後発医薬品の価格等を踏まえた特許の切れた先発医薬品の保険制度による評価の仕組みや在り方等の検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
普及啓発等による環境整備に関する事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度診療報酬改定において、 <ul style="list-style-type: none"> 薬局における後発医薬品調剤体制加算の要件の見直し 医療機関における後発医薬品使用体制加算の要件の見直し 診療所における外来後発医薬品使用体制加算の新設 を行うとともに、一般名処方加算については、後発医薬品が存在する全ての医薬品を一般名処方している場合の評価の新設を行い、後発医薬品の使用促進を図った。 年間を通して、後発医薬品の安定供給のためのメーカー指導や普及啓発のための広報、ポスター、リーフレットの配布等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年央において、その時点の進捗評価を踏まえて、後発医薬品数量シェア80%以上の目標達成時期を決定し、更なる取組を推進
後発医薬品の品質確認検査の実施体制を強化	約900品目について各都道府県、国衛研及び感染研で実施中(2016年6月の事務連絡において依頼)	2017年度も同程度の品目数を対象として行う予定
有効成分ごとに品質情報を体系的にまとめた情報等を公表	有効成分ごとに品質情報を体系的にとりまとめたデータシート(ブルーブック)の案の作成作業を進めると共に、内容確認を行うためのワーキンググループの開催準備をしているところ。	ワーキンググループにおいて内容確認を行い、了承されたものから、順次ホームページに公表する予定。
後発医薬品の価格の見直し	平成28年度薬価制度改革において、新規後発品の薬価を先発品の原則5割とするよう見直した。	平成28年度薬価制度改革の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討
特許の切れた先発医薬品の価格の引き下げ措置の見直し	平成28年度薬価制度改革において、薬価の特例的な引下げ措置の基準となる後発品置換え率について、最大60%を70%に見直した。	平成28年度薬価制度改革の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討
先発医薬品価格のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方の検討	社会保障審議会医療保険部会において検討していく予定。	-

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 後発医薬品の品質確認検査の実施	年間約900品目(毎年度)	約900品目について各都道府県、国衛研及び感染研で実施中(2016年6月の事務連絡において依頼)	2016年度の数値は2017年7月頃に把握予定
第二階層 後発医薬品の使用割合	<ul style="list-style-type: none"> 70%以上(2017年度) 80%以上(2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期) 	<ul style="list-style-type: none"> 56.2%(2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査))) <参考値> 63.1%(2016年3月(最近の調剤医療費の動向)) 保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない) 	次回の医薬品価格調査は2017年を予定

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目: ①基礎的な医薬品の安定供給、創薬に係るイノベーションの推進、真に有効な新薬の適正な評価等を通じた医薬品産業の国際競争力強化に向けた必要な措置の検討
 ②市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化
 ③薬価改定の在り方について、2018年度までの改定実績も踏まえ、その頻度を含め検討

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医療上の必要性の高い医薬品に係る評価の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度薬価制度改革において、 基礎的医薬品について不採算品再算定、最低薬価になる前の薬価を下支えする制度の導入、 新薬創出・適応外薬解消等促進加算の試行の継続 先駆け審査指定制度加算の新設等を行った。 	平成28年度薬価制度改革の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応策を検討
臨床研究・治験活性化等のイノベーションの推進や、基礎的医薬品等の安定供給の確保等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 日本発の革新的医薬品・医療機器等の開発を推進するため、国際水準の臨床研究等の中心的役割を担う病院を「臨床研究中核病院」として医療法上に位置づけ、平成27年4月より施行。 現在、8病院が臨床研究中核病院として厚生労働大臣の承認を取得している。(平成28年11月時点) 	引き続き、臨床研究中核病院の承認申請があった際には、医療法の規定に基づき、承認審査を行う。
市場実勢価格を踏まえ、診療報酬改定において適切に評価	平成28年度の薬価改定において、薬価調査を実施し、市場実勢価格に基づく改定を行った。	平成30年度薬価改定においても適切に対応する。
薬価改定の在り方についての検討	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度には、薬価調査を実施した上で、薬価改定を行った。 平成29年度に予定されていた消費税引上げが延期されたため、これに向けた薬価調査及び薬価改定は実施しないことに決定した。 	平成30年度までの改定実績を踏まえ、その頻度を含め検討。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p><㊤適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善></p> <p>医療用医薬品の流通改善に関する懇談会の提言(2015年9月)に基づき、流通改善に取り組むとともに、当該懇談会において定期的に進捗状況を把握し、改善に向けた取組を推進</p>							
		<p>未妥結減算制度について、今後の在り方を検討し、平成28年度診療報酬改定で対応</p>							
		<p><㊤医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討></p>							
		関係団体との意見交換、個別企業への流通実態調査を実施		関係団体及び個別企業への調査結果を踏まえ、改善が必要とされる問題点を整理し、対応策を2016年度内に検討		医療機器の流通改善に係る対応策の実施			
		<p>平成27年度価格調査を踏まえ、特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映について、平成28年度診療報酬改定で対応</p>							
	厚生労働省								200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【60%以上】 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア【65%以上】 妥結率【見える化】
									医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率【100%】
									【㊤関連事項】 診療報酬改定の検証(別紙p1)

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

**改革項目:⑳適切な市場価格の形成に向けた医薬品の流通改善
㉑医療機器の流通改善及び保険償還価格の適正化を検討**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
医薬品の流通改善の取組	・医薬品の流通改善に関する懇談会を開催し、単品単価取引推進のための覚書締結状況やバーコード表示率を確認。 ・懇談会の議論を踏まえ、変動情報を含むバーコード表示を原則2020年度末までに必須化することとした。	医療用医薬品のバーコード表示、単品単価取引の状況を定期的に把握し、流通改善に向けた取組を推進。
未妥結減算制度の在り方の検討	・平成28年度診療報酬改定において、妥結率が低い保険薬局及び保険医療機関の調剤基本料の減算は継続した。 ・平成28年度診療報酬改定において、薬局グループ全体の処方せん受付回数が月4万回超のグループに属する保険薬局以外の保険薬局は、妥結率の報告時に妥結の根拠となる書類の添付を不要とした。	平成28年度診療報酬改定の結果も踏まえ、必要に応じて今後の対応を検討
医療機器の流通改善に係る対応策	医療機器の流通改善に関する懇談会を開催し、コード化等の進捗状況を確認。	医療機器のコード化等の進捗状況を定期的に把握し、流通改善に向けた取組を推進。
特定保険医療材料の償還価格への市場実勢価格の適切な反映	平成28年度診療報酬改定において、市場実勢価格に基づく特定保険医療材料の償還価格の見直しを行った。	平成28年度診療報酬改定の結果も踏まえ、平成30年度改訂において今後の対応を検討

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 医薬品のバーコード(販売包装単位及び元梱包装単位の有効期限、製造番号等)の表示率	100% (2020年度)	下記表参照 (2015年9月)	2016年度の数値は2017年3月～4月に把握予定
第二階層 200床以上の病院における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	60% (2020年度)	52.6% (2015年度)	2016年度の数値は2017年5月に把握予定
第二階層 調剤薬局チェーン(20店舗以上)における単品単価取引が行われた医薬品のシェア	65% (2020年度)	62.8% (2015年度)	2016年度の数値は2017年5月に把握予定

(表) 医薬品バーコードの表示率

販売包装単位	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号
特定生物由来製品	100.0%	100.0%	100.0%
生物由来製品	99.8%	98.8%	98.8%
内服薬	99.9%	14.2%	14.2%
注射薬	99.8%	30.7%	30.7%
外用薬	99.4%	3.5%	3.5%

元梱包装単位	商品コード	有効期限	製造番号又は製造記号	数量
特定生物由来製品	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生物由来製品	99.3%	99.3%	99.3%	99.3%
内服薬	72.4%	70.5%	70.5%	69.6%
注射薬	66.3%	63.3%	63.3%	62.8%
外用薬	64.9%	58.3%	58.3%	58.4%

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><◎かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す></p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p>						【◎関連事項】 患者本位の医薬分業の具体的な姿、かかりつけ薬局の方向性（別紙p7）		
	<p><◎平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し></p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p>				平成30年度 診療報酬・介 護報酬同時 改定におい て適切に対 応		「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】	重複投薬の件数等【見える化】	
	厚生労働省						【◎関連事項】 診療報酬改定の検証（特に調剤報酬）（別紙p1）		

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p><◎診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明></p> <p>保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・資金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施</p> <p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p>						【◎関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）		
	厚生労働省								

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目:⑳かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す
 ㉑平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し
 ㉒診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
「患者のための薬局ビジョン」の取組	平成28年度予算事業として、各都道府県におけるモデル事業を実施。	今年度のモデル事業の結果を踏まえ、来年度、モデル事業の充実・発展を図り、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬剤師・薬局を推進(予算要求中)。
調剤報酬についての見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度診療報酬改定で、 ・規模の大きい薬局グループであって、特定の保険医療機関からの処方せん集中率が極めて高い等のいわゆる大型門前薬局の評価の見直し ・対物業務から対人業務への構造的な転換を進めるため、内服薬の調剤料及び一包化加算の評価の見直し ・処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う、かかりつけ薬剤師指導料を新設等を実施した。 	平成28年度診療報酬改定の影響を調査・検証しつつ、引き続き中医協において検討し、平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応する。
診療報酬改定の内容の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・賃金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施した。 ・当該改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について、平成28年9月より特別調査を実施している。 	平成30年度診療報酬改定に向けて、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知する予定。

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><㊦かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・ 残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す></p> <p>かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を2015年10月に策定</p> <p><㊧平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し></p> <p>調剤報酬について、大型門前薬局の評価の適正化、処方箋の受付や薬剤の調製など対物業務に係る評価の適正化、服薬情報の一元的・継続的管理とそれに基づく薬学的管理・指導に対する適正な評価等の観点から、平成28年度診療報酬改定において、抜本的・構造的な見直しを実施</p> <p>厚生労働省</p>	<p>患者本位の医薬分業の観点から、「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、薬局のかかりつけ機能強化のためのモデル事業を実施し、その結果を踏まえて、服薬情報の一元的・継続的な把握等を行うかかりつけ薬局を推進</p>	<p>平成30年度診療報酬・介護報酬同時改定において適切に対応</p>	<p>【㊦関連事項】 患者本位の医薬分業の具体的な姿、かかりつけ薬局の方向性（別紙p7）</p> <p>「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況【各年度時点での十分な進捗を実現】</p> <p>重複投薬の件数等【見える化】</p> <p>重複投薬・相互作用防止の取組件数【2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上】</p> <p>【㊧関連事項】 診療報酬改定の検証（特に調剤報酬）（別紙p1）</p>					

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革	<p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p><㊨診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び 改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明></p> <p>保険料などの国民負担、保険財政や国の財政に係る状況、物価・資金の動向、医療機関の経営状況、対応が必要な医療課題、前回改定の検証結果等を踏まえ、平成28年度診療報酬改定を実施</p> <p>厚生労働省</p>	<p>診療報酬改定の内容について、中央社会保険医療協議会の答申時の個別改定事項の公開や説明会の開催により、広く国民に周知</p>			<p>【㊨関連事項】 診療報酬改定の検証（別紙p1）</p>				

重要課題:薬価、調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革

改革項目:⑯かかりつけ薬局推進のための薬局全体の改革の検討、薬剤師による効果的な投薬・残薬管理や地域包括ケアへの参画を目指す
 ⑰平成28年度診療報酬改定において、保険薬局の収益状況を踏まえつつ、医薬分業の下での調剤技術料・薬学管理料の妥当性、保険薬局の果たしている役割について検証し、調剤報酬について、服薬管理や在宅医療等への貢献度による評価や適正化、患者本意の医薬分業の実現に向けた見直し
 ⑱診療報酬改定における前回改定の結果・保険医療費への影響の検証の実施とその結果の反映及び改定水準や内容に係る国民への分かりやすい形での説明

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況	「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数	増加	-	KPIの具体的な把握方法について、薬剤師としての基本的な義務・機能に関する観点を盛り込むこと、客観的、かつ継続的に把握できること等の観点から、モデル事業を実施する中で検討中。
		かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定件数	増加	-	2016年6月時点の数値を2017年6月頃に把握予定
		重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数	143,003件以上 (2020年度) 2014年までの直近3年(6月時点)の平均件数の2倍以上	78,677件 (2015年までの直近3年(6月時点)の平均件数)	2016年の数値は2017年6月頃に把握予定
		調剤報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料、介護報酬における居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の算定件数	増加	(在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している薬局数) 3,598薬局 (居宅療養管理指導費を算定している薬局数) 11,020薬局 (2015年3月)	2016年の数値は集計ができ次第把握予定
重複投薬・相互作用防止の取組件数		143,003件以上 (2020年度) 2014年までの直近3年の平均件数の2倍以上	上記「重複投薬・相互作用防止に係る調剤報酬(重複投薬・相互作用防止加算・処方箋変更あり)の算定件数」参照		
第二階層	「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況	各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定
		後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とした後発医薬品の数量シェア	・70%以上 (2017年央) ・80%以上 (2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期)	・56.2% (2015年9月(医薬品価格調査(薬価本調査))) <参考値> ・63.1% (2016年3月(最近の調剤医療費の動向)) 保険薬局の調剤レセプトデータのみ(院内処方、紙レセプトを含まない)	次回の医薬品価格調査は2017年を予定
	重複投薬の件数等	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定	

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 主担当府省庁等	2016年度	2017年度	2018年度				
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
年金	<p><㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討> <()マクロ経済スライドの在り方></p> <p>年金額の改定のルールの見直しについて、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大></p> <p>短時間労働者に対する適用拡大について、2015年1月に行われた社会保障審議会年金部会における議論の整理等を踏まえ、可及的速やかに法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方></p> <p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向等を踏まえて、年金受給開始年齢や就労による保険料拠出期間の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p><()高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し></p> <p>高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p>							
	<p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p>							
	<p>㊸()の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省</p>							

重要課題:年金

改革項目: ㊸社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討

- ()マクロ経済スライドの在り方
- ()短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大
- ()高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方
- ()高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
年金額の改定ルールの見直し	マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、継続審議中である。	-
短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大	中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、継続審議中である。	年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。
年金受給の在り方について検討	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案を提出し、継続審議中である。	高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証(2019年)に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。
高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方の検討	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方については、法律の施行後速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ法案を提出し、継続審議中である。	高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大を進めていくことや、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果が得られたものから法案提出も含めた必要な措置を講ずる。
個人所得課税についての議論	2015年11月に個人所得課税改革の前提となる「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」を取りまとめ、議論を行った。	総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ議論を行う。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度	2017年度				
生活保護等	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p><④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し></p>						就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】
	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>						就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>						就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討	就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>						医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】	「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】
	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>						頻回受診対策を実施する自治体【100%】	就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討
	<p>厚生労働省</p>							生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(2017年央までに75%、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する)
	<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>							生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	<p>【④関連事項】 生活保護制度における医療扶助費の「見える化」と適正化の取組推進(別紙p8)</p>							

重要課題:生活保護等

改革項目:④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④①生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④②平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
生活保護受給者の後発品の使用割合	後発医薬品を使用する者に対する指導に引き続き取り組むとともに、2016年度からは、後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体に対する策定依頼や、薬局の協力を得た患者指導に取り組んでいる。	2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する。
頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化	頻回受診と認められる者に対する指導に引き続き取り組んでいる。2016年度からは、新たに計画策定を自治体に求めるとともに、ケースワーカーの訪問に訪問看護ステーションの保健師・看護師が同行し、指導を行っている。	引き続き、頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進する。
生活保護受給者の健康管理支援の在り方	2016年7月より、「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催している。	2016年度末を目途にとりまとめを行う予定。
就労意欲の向上の観点等を踏まえた見直しによる生活保護制度の適正化の推進	被保護者就労支援事業を着実に推進するとともに、2016年度から新たに農業体験等を実施することによる就農を含めた就労支援を行うことにより、就労支援を推進している。	引き続き、生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施。
生活保護制度全般についての検討	生活保護基準については、2017年度の次期生活扶助基準の検証に向け、2016年5月から社会保障審議会生活保護基準部会において議論を開始している。	2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)

KPIの状況は次々頁

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 主担当府省庁等		2016年度						2017年度	2018年度
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
生活保護等	<p><④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む> <④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化> <④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し></p>						<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合(2017年央までに75%、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する)</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合(目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定)</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>		
	<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>									
	<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>									
	<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>									
	<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>									
				<p>【④関連事項】 生活保護制度における医療扶助費の「見える化」と適正化の取組推進(別紙p8)</p>						
				<p>2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>						
	厚生労働省									

重要課題:生活保護等

改革項目:④就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む
 ④生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化
 ④平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	就労支援事業等の参加率	60% (2018年度)	36.8% (2015年度の実績につき、集計できた自治体のみの暫定値)	2015年度の数値を2016年末に把握
	医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率	100% (2016年度)	-	2016年度の数値を2016年度末に把握
	頻回受診対策を実施する自治体	100% (2016年度)	-	2016年度の数値を2016年度末に把握
第二階層	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	50% (2018年度)	45.8% (2015年度の実績につき、集計できた自治体のみの暫定値)	2015年度の数値を2016年末に把握
	「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)	45% (2018年度)	35.5% (2015年度)	2016年度の数値を2017年秋頃把握
	就労支援事業等を通じた脱却率	見える化	-	2015年度の数値を2016年末に把握予定
	就労支援事業等の自治体ごとの取組状況	見える化	-	2015年度の数値を2016年末に把握予定
	「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況	見える化	-	2015年度の数値を2016年末に把握予定
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合	75%(2017年央) 80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定	63.8% (2015年6月審査分)	2016年6月の数値を2017年1月頃に把握予定
	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合	目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定	46% (2014年度)	・数値目標を2018年度において2014年度比2割以上の改善と設定 ・2016年度の数値は2017年秋頃に把握予定
	生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年冬頃に把握予定
後発医薬品の使用割合の地域差	見える化	別添参照	2016年6月の数値を2017年1月頃に把握予定	

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 主担当府省庁等	集中改革期間				2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017 年度	2018 年度				
生活保護等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p><㊤生活困窮者自立支援制度の着実な推進></p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p>						<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに45%】</p>
					<p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>			<p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p>	<p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p>
		<p><㊤雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討></p> <p>積立金や雇用保険料の水準、経済雇用情勢の動向、雇用保険法附則第15条の規定、国庫が果たすべき役割等を助案し、当面の国庫負担の在り方について、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる</p>						<p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p>	<p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>
	厚生労働省							<p>本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>	<p>本制度は2015年4月に施行されたものであるため、施行状況を踏まえてKPIについて2016年度に再検討</p>

重要課題:生活保護等

**改革項目:㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進
㊹雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度の効率的・効果的運用等	生活困窮者自立支援制度の運用の場面において、支援対象者の状態像に応じたコーディネートを行う一環として、求職者支援制度の活用も行っているところである。 また、「生活困窮者自立支援法の施行に当たっての自治体と公共職業安定所との連携について」(平成27年9月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡)を発出し、自立相談支援機関において求職者支援訓練の利用が見込まれる者については、公共職業安定所を紹介・案内いただきたい旨を通知している。	引き続き、生活困窮者自立支援制度の運用の充実を図るとともに、支援対象者の状態像に応じて求職者支援制度の活用が図られるよう努めていく。
生活困窮者自立支援制度の在り方についての検討	今年10月より、生活困窮者自立支援制度の施行上の課題等について議論を行うため、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」を開催している。	今年度内に、「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」での議論を踏まえて論点整理を行った上で、引き続き社会保障審議会に部会を設置し、ご議論いただきたいと考えている。
雇用保険の国庫負担の当面の在り方の検討	経済対策(平成28年8月2日)を踏まえ、財政面も含めた雇用保険制度全般について、労働政策審議会で検討を行っている。	検討の結果、成案を得て、2017年度から実施する。

KPIの状況

KPI-		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	40万件 (2018年度まで)	226,411件 (2016年3月末)	2016年度の数値は2017年5月～6月に把握
	自立生活のためのプラン作成件数	年間新規相談件数の50% (2018年度まで)	24.5% (2016年3月末)	2016年度の数値は2017年5月～6月に把握
	自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	プラン作成件数の60% (2018年度まで)	50.8% (2016年3月末)	2016年度の数値は2017年5月～6月に把握
第二階層	就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	45% (2018年度まで)	71.0% (2016年8月末) 年度途中の数値であり 通年値は未把握	2017年度より目標値を75%に変更
	生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】	見える化	一般市区町村及び都道府県が実施主体となっているもの: 別添参照 政令指定都市及び中核市: 経済・財政と暮らしの指標「見える化」ポータルサイト(内閣府)参照 2016年末頃掲載予定	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定
	任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】	見える化	別添参照	2016年の数値は2017年秋頃に把握予定

【 関連事項】

地域医療構想策定の着実な進捗と構想実現のための取組

地域医療構想については、今年度末までに全ての都道府県で策定が完了するよう、都道府県の担当者に対して地域医療構想策定のための研修会を開催するなどの支援を実施する。地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等を実施することで、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携を推進する

【 ⑰ ⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺関連事項】

診療報酬改定の検証(特に調剤報酬)

中央社会保険医療協議会の答申書附帯意見等を踏まえ、今後、平成28年度診療報酬改定の影響を調査・検証する。特に、調剤報酬については、今後、改定内容の「見える化」や効果の検証等を実施する

【 関連事項】

慢性期の医療・介護(療養病床の転換及び受け皿等)に関する検討

療養病床の在り方等に関する検討会が本年1月に取りまとめたサービス提供体制の新たな選択肢の整理案を踏まえ、関係審議会等において、医療計画や介護保険事業(支援)計画との整合性に十分留意しつつ、介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について検討し、本年末までに結論を得る

【 関連事項】

医師・看護職員等の需給についての検討

医療従事者の需給の見通し、地域偏在対策等について検討を進め、本年内に取りまとめを行う。特に医師については、まずはマクロのレベルで将来推計を行い、さらに都道府県において策定される地域医療構想等を踏まえ、医師の地域偏在・診療科偏在の具体的な対策を検討する

【 関連事項】

医療費適正化計画の策定による地域差「半減」に向けた取組推進(医療費適正化基本方針に係る追加検討)

「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差「半減」に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討を進める。今後、疾患別・診療行為別(初再診、検査等)の地域差等についてデータ分析を実施するとともに、「医療費適正化に関する取組」の実施状況と「適正化効果」との相関関係を分析し、可能な限り取組効果の算定式を設定する。また、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費及び入院外医療費の具体的な推計方法や医療費適正化に係る具体的な取組内容についての検討を進め、夏頃に告示の一部改正を行う。なお、地域差縮減の具体的な水準については、地域差の「半減」に向け、夏までに検討を行う

データ分析を踏まえた医療費適正化施策の実施

「医療費適正化に関する取組」の実施状況と「適正化効果」との相関関係の分析を行った上で、その結果も踏まえ、各都道府県において医療費適正化施策を推進する

医療専門職の「気づき」に基づく取組

データ分析により、診療行為(初再診、検査等)の地域差等について「見える化」を進める。医療専門職の「気づき」を通じた質の改善につながるような関係者による議論が進むよう、国から医療費の地域差等についてのデータセットを都道府県に対して幅広く提供する。保険者によるデータ分析を通じた医療機関の質の評価など、医療専門職の「気づき」を促す仕組みについて、今後検討を行う

重複投薬の是正、複数種類の医薬品処方の適正化等

各都道府県が医療費適正化計画において、重複投薬の是正に関する目標を設定し、是正の取組を推進する。患者への普及啓発や保険者による医療機関と連携した飲み合わせに問題がある医薬品の併用を防止する取組の実施等により複数の医薬品の処方に関する適正化の取組を推進する

たばこ対策等の目標設定

各都道府県が医療費適正化計画において、たばこ対策に関する目標設定及び予防接種の普及啓発施策に関する目標設定を行い、取組を推進する

【 関連事項】

「見える化」の深化に基づく効果的な施策の検討・実施

医療費の増加要因や地域差の更なる分析を進めるとともに、各保険者による個々のレセプトの分析による医療の実態把握（人工透析や心不全、精神疾患、認知症、救急医療等に係る高額レセプトの実態の分析等を含む）など、「見える化」の深化に向けた検討を進め、可能なものから実施していく。レセプト情報の活用による医療の質の評価の検討など、レセプト等のデータの活用方策について今後検討を行う

「医療＋介護」の見える化

これまで専ら別々に分析されてきた医療費と介護費について、両者をクロスさせた分析を行ったところ、両方多い地域や医療は多く介護は少ない地域等、都道府県ごとの特徴が明らかになった。今後の医療や介護に係る計画策定や施策の検討に当たっては、都道府県ごとに、それぞれの医療・介護のバランス等の特徴を認識した上で、その特徴を踏まえた検討を行うことが重要である。医療・介護は密接に関連するものであり、総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析を推進する

【 関連事項】

医療と介護の連携の推進

ケアマネジャー等が退院前から医療従事者等と連携しつつ高齢者の様々な生活上の課題を把握し、退院後に必要なサービスを利用できるようにすること等、病院からの退院時等における多職種連携による要介護者等の支援の体制を構築する

【 関連事項】

人生の最終段階における医療の在り方

医療従事者の育成研修の全国的な実施や国民への情報提供等により、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る

【 関連事項】

日常生活の動線上での健康づくりの推進

各地域の民間主体の参画の下、日常動線の中で健康づくり・疾病予防ができる環境を地域ぐるみ・企業ぐるみの取組により整備する。産業政策部局との連携により施策を推進している静岡県取組や職場における取組の好事例について全国展開を行う。健診のアクセス向上や健診と指導のシームレスな連携により、健康づくり等への効果的な誘導を実現する

【 関連事項】

疾病予防・健康づくり等に係るインセンティブの強化

本年1月に設定した「予防・健康づくり等の取組に係る保険者種別にかかわらず共通のインセンティブ指標」を踏まえつつ、今後、保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算制度等について具体的な指標を検討し、疾病予防・健康づくり等に関するインセンティブ強化を実現する

【 関連事項】

セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションを推進するため、2017年1月以降に購入するスイッチOTC医薬品の対価に係る税制上の支援を実施する。また、セルフメディケーション推進に資する薬局に対する税制上の支援を実施する

【 関連事項】

給付実態の「見える化」から導かれる課題への対応

要介護度別認定率や一人当たり介護費等の地域差を各保険者（市区町村）が自ら分析できるよう、地域包括ケア「見える化」システムの開発・活用を推進する。各保険者（市町村）は、「見える化」システム等により把握された給付等の実態を踏まえ、それぞれの課題に応じた対応を行う

保険者機能の強化、高齢者の自立支援・介護予防の全国展開

市町村による取組の好事例（例えば和光市）や、都道府県による普及展開の好事例（例えば大分県）等も参考にしつつ、保険者等の取組の全国展開を推進する。このため、分析結果を活用した介護保険事業計画のPDCAサイクル強化や、保険者機能の強化、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付けなどに係る制度的枠組み等について関係審議会等において検討し、本年末までに結論を得る

【 関連事項】

高齢者のフレイル対策

健康寿命の延伸、社会参加の促進等の観点から、高齢者のフレイル対策を更に推進する。このため、各広域連合が実施するフレイル対策等の保健事業のためのガイドラインを2016・2017年度中に作成し周知する。また、先駆的・効果的な好事例を、全広域連合に周知するとともに、高齢者の保健事業の在り方を検討するなかで事業の効果検証を実施し、フレイル対策等の保健事業の全国展開を図。

【 関連事項】

データヘルスを通じた保険者機能の連携・共同化の推進、ICTとビッグデータを活用した保険者機能支援

効果的なデータヘルスの実現には、一定規模のビッグデータ、ノウハウ、財力・人的資源が必要となる。しかし、日本の保険者は中・小規模が多く、ビッグデータの確保、人材確保等に課題があるため、以下のよう取組を検討・実施する

- ・保険者によるデータ分析の集約化や保健事業の共同実施等を支援する
- ・ICTとビッグデータを最大限活用し、データヘルスや医療の質の評価・向上を通じて保険者が「医療の質を創る」ための、新たな保険者支援サービスについて、ICT時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論等を踏まえて検討する

データに基づく効果的な疾病予防、疾病管理、重症化予防、介護との連携

データ分析に基づき、疾病管理、重症化予防、受診勧奨、疾病予防、健康教育等、個々の状態像（リスクの高低、年齢や性差による特徴等）に対応した効果的な対策を実施する。疾病管理や重症化予防については、診療報酬と保健事業の役割分担等についても検討する。健康維持率等の継続的把握により、各保険者の取組状況や効果を測定する

保険者へのインセンティブ付与

2018年度からのインセンティブ改革を今年度から一部前倒しで実施し、データヘルスに係る保険者の取組を促進する。具体的には、保険者へのインセンティブ付けとして、今年度より、国民健康保険（以下、「国保」という。）の保険者努力支援制度の趣旨の前倒しの仕組み（特別調整交付金の一部の傾斜配分）において、重症化予防等の取組実施を指標として設定する。指標の設定に当たっては、医療費適正化に資するよう、その内容を明確に提示するものとする

【 関連事項】

好事例の全国展開

呉市の糖尿病性腎症重症化予防等の取組を全国的に広げていくためには、都道府県が都道府県医師会等と協力して重症化予防のためのプログラムを作成し、都道府県内の市区町村に取組を広げる取組が効果的であることから、本年3月に医療関係団体と厚生労働省において連携協定を締結し、本年4月に国レベルで医療関係団体と共同でプログラムを作成したところであり、今後、取組を行う自治体のインセンティブを導入すること等により、全国展開に向けた方法論の確立と協力体制の基盤整備を推進する

データ分析等を行う民間企業等の活用促進（民間企業とのマッチング強化）

昨年厚生労働省が開催した「データヘルス・予防サービス見本市」の取組を今年度は全国的に実施し、保険者と民間企業等のマッチングを促進し、質の高い事業者との連携を推進する。保険者からの推薦等による一定の質を確保したヘルスケア事業者などの民間企業数の2020年度目標（100社）の達成に向け、事業者数の推移の進捗管理を行う

保険者への支援

データヘルスのポータルサイトを活用し、地域や職場ごとの健康課題を「見える化」した上で、課題に応じた「次の一手」（効果的な事業メニュー）の導入を支援する。先進的なデータヘルス事業を体系的に整理、パッケージ化することで、全国展開を推進する。データヘルス事業に十分な資源を投入できない中・小規模の保険者（健康保険組合）に対するデータ分析の集約化や保健事業の共同実施、事業導入に係る初期費用等の補助等を推進する。市町村国保等においては、有識者からなる支援体制を各都道府県の国民健康保険団体連合会に設置し、市町村国保等に対する必要な支援を実施する

【 ②1 関連事項】

健康関連産業の育成

「データヘルス・予防サービス見本市」の全国展開による保険者と民間企業等のマッチングを促進する。健康機器等を活用したデータヘルスにより健康寿命の延伸、QOLの向上の実現を目指す。また、それらの効果検証や社会実装等を可能とする環境整備等に関する検討を行う

【②①関連事項】

個々のニーズに応じた生活関連サービスの活用

介護分野において個々の状態やニーズに応じた多様なサービス提供を実現する観点から、本年3月にとりまとめた「保険外サービス活用ガイドブック」を活用した生活支援サービスの利用を推進する。自治体が商工会等とも連携しつつ地域の保険外サービスについての説明会・体験会を実施することや、介護サービス情報公表システムの活用等により、ケアマネジャーや高齢者等に対し情報提供を推進する取組を支援する

薬局を地域における健康づくりに活用する取組

電子版お薬手帳の活用による様々な健康情報（食事・運動情報）等とリンクした総合的な健康サポート機能の充実を図る。地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施するアウトリーチ型健康サポートを推進する

【②⑦ 関連事項】

生活習慣病治療薬等に係る費用面も含めた在り方等の検討

生活習慣病治療薬等の処方等の在り方等について、費用対効果評価の導入と並行して今年度より検討を開始し、2017年度中に結論を得る

【②⑩関連事項】

後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用割合を80%以上とすることに向け、各都道府県が医療費適正化計画において、域内における後発医薬品の使用促進策について記載する

【③⑥関連事項】

患者本位の医薬分業の具体的な姿、かかりつけ薬局の方向性

平成28年度診療報酬改定において、かかりつけ薬剤師による服薬状況の一元的・継続的把握、服薬指導等への評価が新設された。今後、改定の影響を検証し、調剤報酬の在り方を引き続き検討する。今後、「患者のための薬局ビジョン」実現に向けて、薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業などの取組により患者本位の医薬分業を推進する

【④①関連事項】

生活保護制度における医療扶助費の「見える化」と適正化の取組推進

医療扶助における後発医薬品の使用促進や頻回受診の適正化のため、各地方自治体において計画を策定し、取組を推進する。医療扶助の地域差や要因分析等の「見える化」を進め、医療扶助の特性も踏まえつつ、適正化に向けた取組を推進する

改革項目： 患者が1年間に受診した医療機関数

表10 医療保険制度別、受診した医療機関数別患者割合(平成27年3月)

(単位:%)

	受診した医療機関数別受診者						受診しなかった者
	総計	1件	2件	3件	4件	5件以上	
協会(一般)	46.9 (100.0)	31.9 (68.0)	11.2 (23.8)	3.0 (6.3)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.1
組合健保	46.3 (100.0)	31.3 (67.6)	11.1 (24.0)	3.0 (6.5)	0.7 (1.5)	0.2 (0.4)	53.7
国民健康保険	56.6 (100.0)	34.7 (61.3)	15.1 (26.7)	5.0 (8.8)	1.4 (2.4)	0.5 (0.8)	43.4
後期高齢者医療	86.8 (100.0)	41.4 (47.7)	27.5 (31.7)	12.1 (13.9)	4.2 (4.8)	1.7 (1.9)	13.2

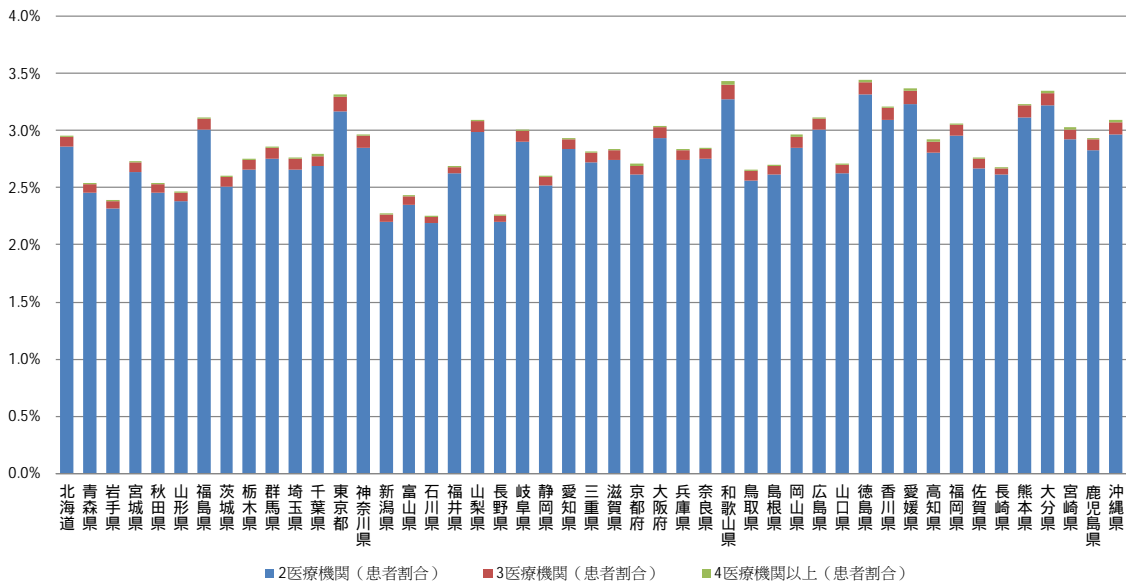
- (注) 1. 集計対象は、協会(一般)、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。
 2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計したものである(「名寄せ」という。)
 3. 入院、入院外又は歯科のいずれかの診療を受けた者の数を各医療保険制度の平成27年3月末の加入者数で除したものである。
 4. ()内の数値は、受診した者について受診した医療機関数の総計を100とした割合である。

(出典)平成26年度医療給付実態調査

- 改革項目：③⑥ 各都道府県の、一人の患者が同一期間に3つ以上の医療機関から同じ成分の処方を受けている件数
 ③⑦ 重複投薬の件数等

同一月内に同一成分の薬剤を投与された患者の割合

各都道府県において、同一月に、同一成分の薬剤を複数医療機関から投与された患者()の割合をグラフにしている。



(注)平成25年10月の入院外レセプト、調剤レセプトについて、医療機関所在地、薬局所在地ベースで分析。
 患者Aがaという薬剤を2医療機関から、bという薬剤を3医療機関から投与されている場合は、3医療機関として計上。
 (出典)第15回社会保障WG 資料7抜粋

別添

改革項目：④①、④② 生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差

都道府県別 年齢調整後被保護者1人当たり医療扶助費(月額) (平成26年6月審査分)

都道府県別の被保護者1人当たり医療扶助費(月額)を性・年齢構成の違い等を除いた形()で比較すると、最も高い県と低い県で約2.3万円の差がある。
各都道府県の性・年齢階級別被保護者1人当たり医療扶助費(月額)と、全国の被保護者の性・年齢構成とで算出した仮想的な被保護者1人当たり医療扶助費(月額)

都道府県	入院	入院外+調剤	歯科	合計
大分県	4.3	2.1	0.2	6.6
鹿児島県	4.3	2.2	0.1	6.6
富山県	4.5	1.9	0.2	6.6
北海道	3.7	2.7	0.2	6.6
福岡県	3.6	2.6	0.2	6.4
山口県	3.8	2.4	0.1	6.3
香川県	3.4	2.7	0.2	6.3
石川県	4.1	2.0	0.1	6.2
岡山県	3.5	2.6	0.2	6.2
和歌山県	3.2	2.8	0.1	6.1
佐賀県	3.5	2.3	0.2	6.0
京都府	3.1	2.7	0.1	6.0
沖縄県	3.1	2.7	0.1	6.0
奈良県	3.1	2.7	0.1	6.0
長崎県	3.6	2.2	0.1	5.9
宮崎県	3.5	2.2	0.2	5.9
大阪府	2.8	2.9	0.1	5.8
三重県	3.3	2.4	0.1	5.8
兵庫県	2.9	2.7	0.2	5.8
高知県	3.2	2.4	0.1	5.8
岐阜県	3.1	2.6	0.1	5.8
静岡県	3.1	2.4	0.1	5.6
滋賀県	3.0	2.5	0.2	5.6
東京都	2.8	2.6	0.1	5.5
愛媛県	3.0	2.4	0.1	5.5
愛知県	3.2	2.1	0.1	5.4
山梨県	3.2	2.1	0.1	5.4
栃木県	3.1	2.2	0.1	5.4
熊本県	3.1	2.1	0.1	5.3
群馬県	2.9	2.2	0.1	5.2
徳島県	2.9	2.2	0.1	5.2
静岡県	2.9	2.2	0.1	5.2
広島県	2.5	2.6	0.1	5.2
山形県	2.8	2.3	0.1	5.1
神奈川県	2.6	2.5	0.1	5.1
茨城県	3.0	2.0	0.1	5.0
福井県	2.8	2.1	0.1	5.0
鳥取県	3.0	2.0	0.1	5.0
島根県	3.0	2.0	0.1	5.0
秋田県	2.7	2.1	0.2	4.9
千葉県	2.8	2.1	0.1	4.9
新潟県	2.5	2.2	0.1	4.8
宮城県	2.7	2.1	0.1	4.8
福島県	2.7	2.1	0.1	4.8
長野県	2.4	2.3	0.1	4.7
埼玉県	2.5	2.2	0.1	4.6
岩手県	2.5	2.1	0.1	4.6
青森県	2.1	2.3	0.1	4.5

資料：第62回医療扶助実態調査(平成26年6月審査分)特別集計、平成26年度被保護者調査(年次調査) (出典)第10回社会保障WG資料6抜粋

改革項目：④①、④② 後発医薬品の使用割合の地域差

医療扶助における後発医薬品使用状況の地域差

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約2.2%ポイントの差がある。

医療扶助における後発医薬品使用割合(数量ベース)の地域差 (平成27年6月審査分)

都道府県	使用割合
北海道	64%
青森県	70%
岩手県	68%
宮城県	70%
秋田県	61%
山形県	65%
福島県	63%
茨城県	60%
群馬県	66%
埼玉県	64%
千葉県	67%
東京都	67%
神奈川県	63%
新潟県	70%
富山県	66%
石川県	66%
福井県	68%
山梨県	61%
長野県	72%
岐阜県	61%
静岡県	66%
愛知県	61%
三重県	61%
滋賀県	60%
京都府	55%
大阪府	58%
兵庫県	63%
奈良県	56%
和歌山県	54%
鳥取県	64%
島根県	69%
岡山県	65%
広島県	66%
山口県	66%
徳島県	56%
香川県	60%
愛媛県	58%
高知県	61%
福岡県	65%
佐賀県	63%
熊本県	70%
大分県	69%
宮崎県	66%
鹿児島県	70%
沖縄県	73%
全国平均	63.8%

注：後発医薬品使用割合は[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])で算出している。

資料：医療扶助実態調査(平成27年6月審査分)

(出典)第12回社会保障WG資料2-2抜粋

58

改革項目：④③ 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果

生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数(28年3月)

(単位:人)

都道府県	人数
北海道	152
青森県	47
岩手県	53
宮城県	135
秋田県	10
山形県	49
福島県	112
茨城県	61
栃木県	71
群馬県	26
埼玉県	146
千葉県	88
東京都	13
神奈川県	4
新潟県	4
富山県	16
石川県	8
福井県	7
山梨県	19
長野県	139
岐阜県	66
静岡県	52
愛知県	45
三重県	28
滋賀県	8
京都府	36
大阪府	27
兵庫県	25
奈良県	90
和歌山県	23
鳥取県	8
島根県	0
岡山県	18
広島県	0
山口県	8
徳島県	6
香川県	2
愛媛県	19
高知県	30
福岡県	131
佐賀県	31
長崎県	23
熊本県	109
大分県	12
宮崎県	44
鹿児島県	2
沖縄県	111

(注)一般市区町村及び都道府県が実施主体となっているものであり、政令指定都市及び中核市を除く

別添

改革項目：④ 任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況

平成27年度 生活困窮者自立支援制度の任意事業等の実施状況

(1) 就労準備支援事業 実施割合

自治体	実施割合
北海道	22%
青森県	0%
岩手県	47%
宮城県	14%
秋田県	21%
山形県	29%
福島県	14%
茨城県	3%
栃木県	13%
群馬県	8%
埼玉県	20%
千葉県	42%
東京都	42%
神奈川県	25%
新潟県	57%
富山県	36%
石川県	33%
福井県	30%
山梨県	29%
長野県	25%
岐阜県	18%
静岡県	33%
愛知県	21%
三重県	44%
滋賀県	50%
京都府	88%
大阪府	46%
兵庫県	30%
奈良県	7%
和歌山県	30%
鳥取県	6%
島根県	16%
岡山県	5%
広島県	13%
山口県	33%
徳島県	44%
香川県	44%
愛媛県	0%
高知県	17%
福岡県	27%
佐賀県	7%
長崎県	100%
熊本県	27%
大分県	30%
宮崎県	18%
鹿児島県	42%
沖縄県	0%

(2) 家計相談支援事業 実施割合

自治体	実施割合
北海道	14%
青森県	9%
岩手県	33%
宮城県	14%
秋田県	7%
山形県	7%
福島県	14%
茨城県	0%
栃木県	27%
群馬県	0%
埼玉県	22%
千葉県	34%
東京都	28%
神奈川県	20%
新潟県	62%
富山県	27%
石川県	0%
福井県	0%
山梨県	7%
長野県	20%
岐阜県	23%
静岡県	19%
愛知県	15%
三重県	56%
滋賀県	64%
京都府	25%
大阪府	26%
兵庫県	7%
奈良県	0%
和歌山県	20%
鳥取県	7%
島根県	26%
岡山県	21%
広島県	22%
山口県	33%
徳島県	44%
香川県	22%
愛媛県	0%
高知県	25%
福岡県	28%
佐賀県	36%
長崎県	20%
熊本県	100%
大分県	53%
宮崎県	20%
鹿児島県	0%
沖縄県	8%

(3) 一時生活支援事業 実施割合

自治体	実施割合
北海道	8%
青森県	0%
岩手県	0%
宮城県	14%
秋田県	0%
山形県	0%
福島県	0%
茨城県	3%
栃木県	0%
群馬県	8%
埼玉県	10%
千葉県	8%
東京都	8%
神奈川県	8%
新潟県	5%
富山県	15%
石川県	0%
福井県	36%
山梨県	60%
長野県	50%
岐阜県	40%
静岡県	5%
愛知県	33%
三重県	26%
滋賀県	29%
京都府	100%
大阪府	97%
兵庫県	47%
奈良県	0%
和歌山県	20%
鳥取県	0%
島根県	14%
岡山県	14%
広島県	9%
山口県	27%
徳島県	0%
香川県	0%
愛媛県	8%
高知県	0%
福岡県	7%
佐賀県	0%
長崎県	0%
熊本県	93%
大分県	13%
宮崎県	0%
鹿児島県	5%
沖縄県	42%

(4) 子どもの学習支援事業 実施割合

自治体	実施割合
北海道	28%
青森県	27%
岩手県	27%
宮城県	14%
秋田県	14%
山形県	14%
福島県	3%
茨城県	87%
栃木県	23%
群馬県	90%
埼玉県	32%
千葉県	54%
東京都	70%
神奈川県	29%
新潟県	9%
富山県	42%
石川県	80%
福井県	0%
山梨県	15%
長野県	5%
岐阜県	29%
静岡県	31%
愛知県	63%
三重県	71%
滋賀県	44%
京都府	49%
大阪府	23%
兵庫県	7%
奈良県	10%
和歌山県	11%
鳥取県	22%
島根県	16%
岡山県	17%
広島県	20%
山口県	93%
徳島県	22%
香川県	33%
愛媛県	8%
高知県	42%
福岡県	31%
佐賀県	9%
長崎県	20%
熊本県	93%
大分県	13%
宮崎県	20%
鹿児島県	14%
沖縄県	92%

(5) 生活保護受給者等就労自立促進事業 実施割合

自治体	実施割合
北海道	100%
青森県	84%
岩手県	60%
宮城県	100%
秋田県	100%
山形県	53%
福島県	14%
茨城県	80%
栃木県	94%
群馬県	65%
埼玉県	98%
千葉県	79%
東京都	84%
神奈川県	71%
新潟県	66%
富山県	100%
石川県	40%
福井県	77%
山梨県	63%
長野県	73%
岐阜県	94%
静岡県	95%
愛知県	53%
三重県	73%
滋賀県	61%
京都府	76%
大阪府	100%
兵庫県	87%
奈良県	53%
和歌山県	63%
鳥取県	95%
島根県	93%
岡山県	90%
広島県	93%
山口県	100%
徳島県	55%
香川県	33%
愛媛県	25%
高知県	83%
福岡県	87%
佐賀県	82%
長崎県	93%
熊本県	100%
大分県	100%
宮崎県	82%
鹿児島県	75%
沖縄県	0%

(5)の実施割合とは、ハローワークの常設窓口の設置箇所及び巡回相談実施箇所の合計を、福祉事務所の数で割ったもの。

60

【社会資本整備等】

(2016年11月7日時点)

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度	2017年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新 > 【立地適正化計画の作成促進】 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の作成を促進</p> <p>都市機能や居住を誘導・集約するための立地適正化計画制度の創設(2014年度)</p> <p>立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による同計画の作成に対する予算措置等による支援(2014年度～)</p> <p>関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援施策の充実を図った。(国土交通省)</p> <p>地方公共団体における立地適正化計画の策定及びそれに基づく取組を支援するため、同計画を継続的にモニタリングするとともに、策定された計画の実例を公表し、さらに、コンパクト・プラス・ネットワーク実現のための先進的な取組の事例を収集し、国土交通省HPにおいて公表する。(国土交通省)</p>							立地適正化計画を作成する市町村数 【目標：2020年までに150市町村】

重要課題:コンパクト・プラス・ネットワークの形成

**改革項目: コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新
・立地適正化計画の作成促進**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
立地適正化計画制度の周知・普及、市町村による立地適正化計画の作成に対する予算措置等による支援	<p>策定された立地適正化計画の実例を公表するとともに、分野間連携の観点から優れた先行的取組事例集を作成し、市町村に提供した。</p> <p>関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、立地適正化計画の実例の公表、先行的取組事例集の追加等を行う。</p> <p>引き続き、支援施策集の更新を行う。</p>

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	立地適正化計画を作成する市町村数	150市町村 (2020年)	4市町村 (2016年9月末)	パブリックコメントの開始、計画の公表など市町村の計画作成の進捗状況を常時把握し、即時的に国交省HPにて公表
第二階層	-	-	-	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度	2017年度	2018年度					
コンパクト・プラス・ネットワークの形成		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>< コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新 > 【立地適正化計画の実施促進】 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</p>							
	予算措置等の創設 (2014年度)	立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援							
	コンパクトシティ 形成支援チーム設置 (2015年3月～)	<p>コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実</p> <p>〔関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援施策の充実を図った。〕 <small>(国土交通省)</small></p>							
		<p>【モデルケース化・横展開(2015年度～)】 目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援</p> <p>〔大都市、中規模都市、小規模都市などの都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成により、地域の発意による具体事例を踏まえたノウハウの蓄積、横展開を2016年度から実施する。〕 <small>(国土交通省)</small></p>							
	(コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省))								
							立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】		
							市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 【目標：2020年までに100市町村】		
							公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 【目標： 三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中核都市圏 79.7% 81.7% 地方都市圏 38.6% 41.6% (2014年度 2020年度)】		

重要課題: コンパクト・プラス・ネットワークの形成

**改革項目: コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新
・立地適正化計画の実施促進**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
立地適正化計画に基づき、誘導施設や公共交通ネットワークの整備など、都市機能の立地誘導等に対する予算措置等による支援	2016年度予算において支援策の充実、重点化を行い、予算措置等による支援を行った。	引き続き、支援策の充実、重点化を行い、予算措置等による支援を行う。
コンパクトシティ形成支援チームを通じた、市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実	関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じて、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を策定し、市町村に情報提供を行った。また、2016年度予算において支援策の充実、重点化を行った。	引き続き、支援施策集の更新を行うとともに、支援策の充実、重点化を行う。
目指す都市像や目標値が明確で、コンパクトシティによる効果の発揮が期待され、他の市町村の参考となる取組について、関係省庁が連携して支援	地域の発意による具体事例を踏まえたノウハウの蓄積、横展開を実施するため、都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成に取り組んでいるところ。	引き続き、モデル都市の形成に取り組みつ、蓄積されたノウハウの他都市への横展開を推進する。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	-	-	-
第二階層	立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	- 毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	- 毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中枢都市圏 78.7% 81.7% 地方都市圏 38.6% 41.6%	-

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
コンパクト・プラス・ネットワークの形成	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>< コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新 > 【立地適正化計画の実施促進】 市町村に対する支援措置等を講ずることにより、立地適正化計画の実施を促進</p> <p>【個別市町村の取組の成果の「見える化」、継続的な検証(2015年度～)】 ・市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨 ・支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証 ・健康面の指標の開発は速やかに検討着手</p> <p>【都市計画基礎データの利用環境を充実させるため、人の属性ごとの行動データの把握等によるデータの充実を2016年度から行う。また、これらのデータを容易に利用できるようG空間情報センターを活用したシステムの運用を2017年度から開始する。】 <small>(国土交通省)</small></p> <p>【コンパクトシティがもたらす多様な効用を明らかにするため、歩行量など健康面に関する指標、賑わいなどの経済効果、料金等により比較可能な財政効果等の指標を開発し、2016年度中に提供する。】 <small>(国土交通省)</small></p> <p>【歩行量に関する指標については、都市規模別等に住民の歩行量を整理・分析するとともに、多様な調査手法等についてガイドラインの策定を2016年度中に行う。】 <small>(国土交通省)</small></p> <p>【地方公共団体における立地適正化計画の策定及びそれに基づく取組を支援するため、同計画を継続的にモニタリングするとともに、策定された計画の実例を公表し、さらに、コンパクト・プラス・ネットワーク実現のための先進的な取組の事例を収集し、国土交通省HPにおいて公表する。】</p> <p>(コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省))</p>								
								立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】	
								市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数【目標：2020年までに100市町村】	
								公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 <small>【目標：】</small> 三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中核都市圏 78.7% 81.7% 地方都市圏 68.6% 41.6% <small>(2014年度 2020年度)</small>	

重要課題: コンパクト・プラス・ネットワークの形成

改革項目: コンパクト・プラス・ネットワークによる集約・活性化や施設の効果的・効率的な維持管理・更新・立地適正化計画の実施促進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨 健康面の指標の開発は速やかに検討着手	コンパクトシティがもたらす多様な効用を明らかにするため、健康面、経済財政面などの指標を開発し、2016年度中に提供する。 歩行量に関する指標については、都市規模別等に住民の歩行量を整理・分析するとともに、多様な調査手法等についてガイドラインの策定を2016年度中に行う。 人の属性ごとの行動データを把握する調査手法に関する手引きの作成及び市町村への情報提供を2016年度中に行う。	市町村に対し、経済財政面・健康面など、コンパクトシティ化による多様な効果に関する指標を提供し、他の都市との比較を通じて、これらの効果を事後的に検証することを推奨 都市計画に関する基礎データの利用環境の充実を図り、これらのデータを容易に利用できるよう、G空間情報センターなどのオープンなシステムを運用
支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証	支援チームを通じ、作成・公表された計画の内容を関係省庁と共有した。また、分野間連携の点で優れた先行的取組事例を収集し、そのノウハウ等を関係省庁と共有した。	支援チームを通じ、市町村における取組の進捗状況や効果、課題などを関係省庁で継続的にモニタリング・検証を行う。

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	-	-	-	
第二階層	立地適正化計画に位置づけられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	-	毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数	100市町村 (2020年)	-	毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表
	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合	三大都市圏 90.5% 90.8% 地方中枢都市圏 78.7% 81.7% 地方都市圏 38.6% 41.6%	-	毎年度初めを目途に、前年実績値を踏まえた進捗を公表

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p>< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 【公共施設等総合管理計画等の策定促進】 地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援</p>								
	計画の策定を 総務大臣通知 により要請 (2014年4月) (総務省)								公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】
	計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援 (総務省)								
	公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通し(老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等)を踏まえて策定するよう引き続き促進 (総務省)								個別施設(道路公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】
	公共施設等総合管理計画を策定(～2016年度) (地方公共団体)								
地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施(2013年度～2020年度) (関係省庁)									

重要課題: 公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
計画の策定の総務大臣通知による要請 計画策定経費への特別交付税措置等(2014年度～2016年度)による計画策定の支援 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえて策定するよう促進 公共施設等総合管理計画を策定	公共施設等総合管理計画については、2016年4月時点で、24.7%の団体において策定済み。 2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定	長寿命化、集約化・複合化等の取組の進捗や個別施設計画の策定を踏まえた継続的な公共施設等総合管理計画の見直し・充実化を促進
地方公共団体が策定する個別施設計画において、計画期間内に要する対策費用の概算等を整理するよう促すとともに、個別施設計画の策定に必要な技術的支援等を実施	関係省庁において、個別施設計画策定のためのガイドラインや先進事例集による技術的支援を実施	施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の策定率を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	24.7% (2016年4月) 全都道府県・市区町村	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定
第一階層 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100% (2020年度末)	・道路(橋梁) - ・道路(トンネル) - ・河川84% ・ダム37% ・砂防45% ・海岸7% ・下水道23% ・港湾98% ・空港100% ・鉄道100% ・自動車道0% ・航路標識100% ・公園84% ・官庁施設62% ・公営住宅88% 等 (2015年度)	施設分野により策定率が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な計画策定を促進

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度	2017年度					2018年度
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
	<p style="text-align: center;">< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 【公共施設等総合管理計画等の策定促進】 地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画等について、特別交付税措置等によりその策定を支援 (施設の集約・複合化を促すガイドライン等の策定・周知)</p>								
	<p>上水道については、厚生労働省において、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例(2010年3月策定)やアセットマネジメントの手引き(2009年7月策定)等を周知、引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進。</p>								
	<p>(厚生労働省)</p>								
	<p>污水处理施設については、国土交通省、農林水産省、環境省が共同して「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を2014年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請</p>								
	<p>(国土交通省、農林水産省、環境省)</p>								
	<p>学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決定した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進。</p>								個別施設(道路公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】
	<p>(文部科学省)</p>								
	<p>都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる</p>				<p>ガイドラインとして周知を行う予定</p>				
	<p>(国土交通省)</p>								
<p>公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる</p>				<p>ガイドラインとして周知を行う予定</p>					
<p>(国土交通省)</p>									
<p>個別施設計画の策定(～2020年度)</p>									
<p>(関係省庁)</p>									

重要課題:公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
上水道については、人口減少社会の到来等の事業環境の変化に対応した計画的な水道施設の更新に向け、施設の統廃合・再構築の事例やアセットマネジメントの手引き等を周知。引き続き、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進	水道事業の広域化に資する施設整備に対する生活基盤施設耐震化等交付金の交付や手引き・事例集等の作成・周知を通じ、水道事業の広域化を促進	「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」における議論を踏まえ必要な検討を進める。
污水处理施設については、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請	<ul style="list-style-type: none"> 「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を策定し、都道府県構想の見直しを要請 下水道法を改正し、広域化の取組を促進するため、協議会制度を創設 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度までの都道府県構想の見直しの完了を目標に、策定を支援 改正下水道法に基づく、広域的な連携に向けた協議会の活用を含め、広域化の取組を支援
学校施設については、文部科学省が「適正規模・適正配置等に関する手引」を2015年1月に策定するとともに、統合を決定した学校への教員定数の加配等の支援策の提供を通じて、適正規模や適正配置に関する地方公共団体の取組を促進	<ul style="list-style-type: none"> 学校規模の適正化については、統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた研究事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、モデル創出に取り組むとともに、学校規模の適正化の好事例を周知

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100% (2020年度末)	<ul style="list-style-type: none"> 道路(橋梁) - 道路(トンネル) - 河川84% ダム37% 砂防45% 海岸7% 下水道23% 港湾98% 空港100% 鉄道100% 自動車道0% 航路標識100% 公園84% 官庁施設62% 公営住宅88% 等 (2015年度)	施設分野により策定率が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な計画策定を促進

重要課題:公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
都市公園については、都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、国土交通省において、統廃合を行う場合の考え方、事例等を取りまとめる。	「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」及び「事例集」を平成28年5月に作成	都市公園のストック再編を推進に向けて、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」を周知
公営住宅については、国土交通省において、建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を取りまとめる。	ガイドラインの策定に向け、先進的な取組事例を収集し、事例の整理・分析を実施	収集した取組事例を2016年度中に取りまとめ、ガイドラインとして2017年度に周知
個別施設計画の策定	関係省庁において、個別施設計画策定のためのガイドラインや先進事例集による技術的支援に取り組んでいる。	施設分野により進捗状況が大きく異なることから、各施設分野の策定率を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な個別施設計画の策定を引き続き支援

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100% (2020年度末)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路(橋梁) - ・道路(トンネル) - ・河川84% ・ダム37% ・砂防45% ・海岸7% ・下水道23% ・港湾98% ・空港100% ・鉄道100% ・自動車道0% ・航路標識100% ・公園84% ・官庁施設62% ・公営住宅88% 等 (2015年度)	施設分野により策定率が大きく異なることから、各施設分野の進捗状況を踏まえ、2020年度末までの達成に向けて、集約化・複合化等や広域化、長寿命化対策等が盛り込まれた実効的な計画策定を促進

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)		2016年度	2017年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p style="text-align: center;"> < 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 【公共施設に関する情報の「見える化」】 地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」し、その適切な利用を促す。 </p>							
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月) (総務省)	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備(～2017年度)						固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】
	公会計のマニュアルの公表 (総務省)	各種研修の実施により地方公共団体を支援						
標準的なソフトウェアの提供								
	個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表 (総務省)							

重要課題: 公共施設のストック適正化

改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請	統一的な基準による財務書類については、2014年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定	KPIの達成に向けて引き続き支援を実施
固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備		
各種研修の実施により地方公共団体を支援		
公会計のマニュアルの公表や標準的なソフトウェアの提供		
個別団体ごとの資産老朽化比率や一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報について、経年比較や類似団体比較を実施した上で各団体の分析コメントを付して公表	財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表 <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 	引き続き、毎年度の各地方公共団体の保有する公的ストックの状況を「見える化」

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% 2017年度末	固定資産台帳については、26.6%の団体において整備済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村 統一的な基準による財務書類については、2014年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村	2017年度末までに、98.8%の団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
公共施設のストック適正化	<p>< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 ></p> <p>【公共施設等総合管理計画等の具体化促進】 事業債の活用により地方公共団体が行う公共施設の集約化・複合化等を具体的に支援</p>									
		除却事業に係る地方債(2014年度～)による施設の除却支援 (総務省)								
		公共施設最適化事業債(2015～17年度)による集約化・複合化支援 (公共施設最適化事業債を活用した公共施設の集約化・複合化のための支援措置を講じた(過疎地や辺地における一定の施設については、過疎債や辺地債も活用可能となっている)。また、支援措置の運用上の取扱として、施設整備に際して、総合管理計画を踏まえた検討を行うよう通知した。) (総務省)					活用状況等を踏まえ必要な支援策を実施			
		地域活性化事業債(2015～17年度)による転用支援 (総務省)								
		<p>地方公共団体による公共施設の集約化・複合化を含む老朽化対策を促進するための支援を講じる。</p>								
		民間資格の登録制度の創設(2014年度～)や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催(2014年度～)、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施 (国土交通省)								
		維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援 (関係省庁)								
		防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援 (関係省庁)								
		道路橋等における直轄診断(2014年度～)や道路管理者からの要請に基づく(修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業(2015年度～)を実施・支援 (国土交通省)								
									施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数 【目標：-】 目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	

重要課題: 公共施設のストック適正化

**改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
除却事業に係る地方債(2014年度～)による施設の除却支援	地方債による除却支援を実施	引き続き地方債による除却支援を実施
公共施設最適化事業債(2015～17年度)による集約化・複合化支援	地方債による集約化・複合化等の支援を実施	総合管理計画に基づく集約化・複合化等を促進するため、活用状況等を踏まえ必要な支援策を検討して実施
地域活性化事業債(2015～17年度)による転用支援		
民間資格の登録制度の創設(2014年度～)や国・地方公共団体の施設管理者が一堂に会する会議の開催(2014年度～)、包括的民間委託の導入に向けた検討の推進等を実施	<ul style="list-style-type: none"> 民間資格の登録制度の構築 道路・港湾・空港分野でメンテナンス会議の開催 複数の分野・施設の維持管理業務について、複数年での包括的な民間委託の手法について、地方公共団体と協力して具体的に検討 	<ul style="list-style-type: none"> 技術力の確保及び技術者の育成のため、登録された資格の活用。 引き続きメンテナンス会議等の機会を通じ技術的支援を実施 包括的な民間委託については、検討結果を基に普及を促進
維持管理に関する基準・マニュアルの整備や、研修の充実・強化などの技術支援	各分野の点検マニュアル等を策定するとともに、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実	引き続き、地方公共団体における維持管理に対す技術的支援を実施
防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援	長寿命化計画の策定を防災・安全交付金による老朽化対策の支援要件とし、地方公共団体における計画的・効率的な老朽化対策を支援	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、防災・安全交付金における長寿命化計画の策定要件化などにより、老朽化対策を財政的に支援。 計画の策定要件化や予防保全、広域化、集約化・複合化等への重点配分など、それぞれの公共施設等の状況や特性に応じた方策により、その他の分野においても、老朽化対策を財政的に支援
道路橋等における直轄診断(2014年度～)や道路管理者からの要請に基づく修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業(2015年度～)を実施・支援	橋梁等に対する直轄診断を実施するとともに、直轄診断の結果を踏まえ、修繕代行業や大規模修繕・更新事業により支援	引き続き、緊急かつ高度な技術力を要する橋梁等に係る技術的支援を実施

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第二階層 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数	目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	2015年度において、除却事業に係る地方債・公共施設最適化事業債・地域活性化事業債(転用)を活用した地方公共団体数は、延べ59団体	引き続き、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度	2017 年度	2018 年度				
公共施設のストック適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割 > < 地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備 > 総合管理計画の進捗状況や推進に当たっての課題をモニターする仕組みの構築</p>							
	<p>施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体を統合したものを総務省ホームページで公表</p> <p>地方公共団体が保有する施設について、公共施設等総合管理計画や個別施設計画において、中長期の維持管理・更新費の見通しを、比較可能なように、一定期間を定め明らかにし、それを住民一人当たり費用（利用料金を徴収する施設についてはそれも含む）として、時系列に費用・料金の増減が分かるように示すことを着実に推進する。 (総務省他関係府省庁)</p> <p>地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画や個別施設計画で得られたデータの「見える化」や、上下水道などの地域の公的ストックが抱える課題について住民や議会における理解を深める「分かる化」を進めるため、データの分析や説明方法等を示したガイドラインを策定する。 (総務省他関係府省庁)</p> <p>各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表</p> <p>資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」</p> <p>公共施設等総合管理計画のデータを活用し、全国的に総覧できるようグラフ化されたシートを作成・公表するなど「分かる化」の取組を進める。 (総務省)</p>							
	<p>(総務省)</p> <p>公共施設の集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みの構築</p> <p>個別施設計画等に基づく集約・再編、廃止等の状況を点検する仕組みを構築</p> <p>仕組みに基づき取組状況を毎年度点検</p> <p>(関係省庁)</p>							
							(再掲) 施設の集約化・複合化等を実施（公共施設最適化事業債等を活用）した地方公共団体数 【目標： - 】 目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	

重要課題: 公共施設のストック適正化

**改革項目: 地方公共団体による公共施設等総合管理計画の策定促進と、ストック適正化に向けた国の積極的な役割
地方公共団体における固定資産台帳、統一的な基準による地方公会計の整備**

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
施設更新等の経費見込みや延床面積に関する目標などの総合管理計画の主たる記載項目を、資産老朽化比率や毎年度の取組内容も含めて横比較できるように各地方公共団体分を統合したものを総務省ホームページで公表	公共施設等総合管理計画の主たる項目の記載内容について、横比較できるよう全団体分を統合し、総務省HPで公表(2016年10月頃)	引き続き、公共施設等総合管理計画の主たる項目の記載内容について比較可能な形式で公表
各地方公共団体の総合管理計画の改訂の有無等を毎年度調査・公表	公共施設等総合管理計画については、2016年4月時点で、24.7%の団体において策定済み 2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定	公共施設等総合管理計画の改訂に係る通知を发出するとともに、改訂の有無について毎年度調査を実施
資産老朽化比率等の複数の指標を適切に組み合わせて経年比較や横比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」	・財政状況資料集において、2015年度決算より、固定資産台帳の整備に合わせて、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、わかりやすくグラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表 ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり床面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報 ・有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、将来に向けた財政負担も踏まえた老朽化対策の進捗状況を「見える化」	引き続き、毎年度の各地方公共団体の老朽化対策の進捗状況について「見える化」
個別施設計画等に基づく集約・再編・廃止等の状況を点検する仕組みを構築	個別施設計画の策定を支援するとともに、計画に基づく集約・再編・廃止等の状況を点検する仕組みを構築	仕組みに基づき、取組状況について把握

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第二階層 施設の集約化・複合化等を実施(公共施設最適化事業債等を活用)した地方公共団体数	目標値の設定は行わず、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする	2015年度において、除却事業に係る地方債・公共施設最適化事業債・地域活性化事業債(転用)を活用した地方公共団体数は、延べ59団体	引き続き、施設の集約化・複合化等を実施した地方公共団体数の変化をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	2016年度	2017年度	2018年度						
国有資産の適正化	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p>< 国有財産の最適利用を加速、国有地の未利用地の売却・有効活用の推進 > 【公共施設等総合管理計画等の具体化促進および国有資産情報の「見える化」】 地方公会計の整備等により、国有資産の「見える化」を支援 1) 国有財産の「見える化」</p>									
	<p>国有財産は、原則としてすべての資産情報(売却予定、貸付募集を含む)を公開</p>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】		
	(財務省)	2) 地方公共団体が保有する資産の「見える化」の促進								
	地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請(2015年1月)	固定資産台帳を含む統一の基準による地方公会計の整備(～2017年度)								
	(総務省)	各種研修の実施により地方公共団体を支援								
公会計のマニュアルの公表	標準的なソフトウェアの開発提供									
(総務省)	<p>固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用</p> <p>(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度までに固定資産台帳の整備を着実に進め、関係省庁と連携して、公有財産の有効活用のヒントとするため、未利用地等の有効活用の先進事例を収集・整理し、公表することによって横展開を図る。(総務省) ・固定資産台帳を単なる個別の台帳として整理するだけでなく、そこから得られたデータを自治体の低未利用資産の全体量や一人当たりの保有量の形で公表することにより課題を地域で共有できるよう、「見える化」に留まらず、さらに「分かる化」への工夫について、検討を進める。(総務省) 							(再掲) 固定資産台帳を含む統一の基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】		
(総務省)	<p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針は、固定資産台帳が整備され保有する財産の状況が網羅的に把握された時点で検討</p>									
				(総務省)						

重要課題：国公有資産の適正化

改革項目： 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
国有財産は、原則としてすべての資産情報（売却予定、貸付募集を含む）を公開	一般会計所属の普通財産のうち未利用国有地についての保有状況及び処分等の実績をホームページで公表	引き続き資産情報の公開を実施
地方公会計の整備について総務大臣通知により地方公共団体へ要請	統一的な基準による財務書類については、2014年度決算について、2.5%の団体において作成済み（2016年3月末） 2017年度末までに、98.8%の団体において、固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定	KPIの達成に向けて引き続き支援を実施
固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計の整備		
各種研修の実施により地方公共団体を支援		
公会計のマニュアルの公表や標準的なソフトウェアの開発提供		
固定資産台帳において、公有地の用途や売却可能区分等を開示することで、未利用資産や売却可能資産の情報を「見える化」し、公有資産の有効利用や売却の検討に活用	固定資産台帳を公表することにより、各地方公共団体の所有する全ての固定資産の所在地・用途・売却可能区分等を「見える化」しよう要請	KPIの達成に向けた固定資産台帳の整備支援と併せて、引き続き固定資産台帳の公表による公有財産に係る情報の「見える化」について要請

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	24.7% (2016年4月) 全都道府県・市区町村	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% 2017年度末	固定資産台帳については、26.6%の団体において整備済み（2016年3月末） 全都道府県・市区町村 統一的な基準による座財務書類については、平成26年度決算について、2.5%の団体において作成済み（2016年3月末） 全都道府県・市区町村	2017年度末までに、98.8%の団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
国公有資産の適正化	通常国会	概要要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
	<p>< 国公有財産の最適利用を加速、国公有地の未利用地の売却・有効活用の推進 ></p> <p>【未利用資産等の活用促進】 未利用資産等の活用促進</p> <p>国公有地について、国は国公有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共優先の原則に基づく地方公共団体からの優先的な利用要望の受け付け、利用要望が無い場合は一般競争入札により処分</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">・介護施設整備にかかる国公有地の活用を目的として、政策的に必要な期間、地域、施設に限り、国公有地について定期借地権による貸付契約を締結する場合は、当初10年間貸付料を減額することとした。(財務省)</p>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2016年度末までに100%】		
	(財務省)	<p>公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開</p>							(再掲) 固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数 【目標：2017年度末までに100%】	国公有地の定期借地件数 目標は設定せず、件数をモニターする
	(総務省)	<p>地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検</p>								
	<p>全市町村等と財務省財務局・財務事務所等互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う(2015年度～)</p>									
	<p>各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う</p>									
(財務省、総務省、国土交通省等)										

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
国有地について、国有地の管理・処分の基本方針に基づき処分	未利用国有地について、保有する必要のないものは売却し、財政収入の確保に努めつつ、地域・社会のニーズに対応した有効活用を推進	引き続き、基本方針に基づき処分
公有地について、地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開	関係省庁において収集・公表されている公有財産の有効活用に関する先進事例の横展開を実施	引き続き関係省庁において先進事例を収集・横展開を実施
全市町村等と財務省財務局・財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行う	国公有財産の最適利用に関して、地方公共団体と財務局等による協議会を立ち上げ、検討を実施	販わい創出等地域の活性化の観点も踏まえつつ、国公有財産の最適利用に向けたプランの策定等を通じ、引き続き取り組みを推進
各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行う		

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100% (2016年度末)	24.7% (2016年4月) 全都道府県・市区町村	2016年度末までに、都道府県及び指定都市は全団体、その他の市区町村においては99.4%の団体において策定完了予定
	固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備した地方公共団体数	100% (2017年度末)	固定資産台帳については、26.6%の団体において整備済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村 統一的な基準による財務書類については、平成26年度決算について、2.5%の団体において作成済み(2016年3月末) 全都道府県・市区町村	2017年度末までに、98.8%の団体において固定資産台帳を含む統一的な基準による地方公会計を整備予定であり、KPIの達成に向けて引き続き支援を実施
第二階層	国有地の定期借地件数	目標は設定せず、件数をモニターする	60件 (平成27年度末)	引き続き、国有地の定期借地件数をモニターする。

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
PPP/PFIの推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>PPP/PFIアクションプランの推進</p> <p>「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の見直し・拡充(2015年度)</p> <p>更なる活用・促進(2016年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業規模を定めた改定アクションプランを着実に実行し、毎年度フォローアップを行い、その結果を公表する。 ・新たな重点分野及びその数値目標として、文教施設(スポーツ施設、社会教育施設、文化施設)3件及び公営住宅6件を設定することとする。 <p>(内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等)</p>						アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業の事業規模【目標：-】事業規模の目標の見直しについて2016年度上期を目途に結論を得る	

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
PPP/PFIの推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
	<p>＜ 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進＞</p> <p>＜ PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築＞</p> <p>PPP/PFI手法について、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築</p> <p>PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)</p> <p>2015年12月に、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」を策定し、人口20万人以上の地方公共団体等に優先的検討の枠組みを構築するよう要請</p> <p>2016年3月に、人口20万人以上の地方公共団体等による優先的検討規程策定の手引」を策定</p> <p>2016年度中に優先的検討規程が確実に策定されるよう、策定に関するきめ細かい支援措置を行うとともに、策定状況のフォローアップ等を実施する。</p> <p>一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP/PFI手法の優先的検討によるPPP/PFI手法の適用拡大を図る</p> <p>優先的検討規程が的確に運用され、着実に具体の案件形成につながるよう、運用状況のフォローアップを定期的に行い、運用上の課題や改善点について検討し、その成果を盛り込んだ運用の手引を策定する。</p> <p>(内閣府PFI推進室、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省等)</p> <p>下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP/PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施(国土交通省)</p>					PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各府省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数【目標：2016年度末までに100%】		

重要課題: PPP / PFIの推進

改革項目: 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP / PFI手法の積極的導入の推進

PPP / PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
PPP / PFIアクションプランの更なる活用・推進(2016年度～)	新たな事業規模目標を定めた「PPP / PFI推進アクションプラン」(2016年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)を着実に実行	毎年度フォローアップを実施し、結果を公表
PPP / PFI手法導入を優先的に検討する仕組みの構築(～2016年度)	優先的検討規程が確実に策定されるよう、策定に関するきめ細かい支援措置を行うとともに、策定状況の「見える化」等を実施。優先的検討規程が的確に運用され、着実に具体の案件形成につながるよう、運用上の課題や改善点について検討し、その成果を盛り込んだ運用の手引を策定	一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業について、PPP / PFI手法の優先的検討の状況を踏まえつつ、適用拡大を推進
下水道、公営住宅、都市公園の交付金事業の実施又は補助金の採択の際、PPP / PFIの導入検討の一部要件化を検討・実施	大規模な公的賃貸住宅団地の建替えを契機とした地域全体の居住機能の再生を支援する地域居住機能再生推進事業において、PPP / PFI導入検討を原則化	2017年度から、下水汚泥等を利用したエネルギー関連施設や、都市公園における一定規模以上の施設等について、PPP / PFIの導入検討の要件化を実施

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	アクションプランを踏まえたPPP / PFI事業の事業規模	事業規模の目標の見直しについては2016年度上期を目途に結論を得る	約2.4兆円(2013～2014年度)	「PPP / PFI推進アクションプラン」にあわせて、目標を21兆円(2013～2022年度までの10年間)とする。
	PPP / PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数	100% (2016年度末)	・各省庁及び全国の地方公共団体を対象にしたアンケート調査を実施し、現在集計中 ・既に4団体が策定済(鳥取県、上尾市、さいたま市、木更津市)	全国説明会に参加した人口20万人以上の地方公共団体のうち、現時点で92%が策定予定であり、順調に策定が進む見込み

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
PPP/PFIの推進		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		<p>< 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP/PFI手法の積極的導入の推進 ></p> <p>< PPP/PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築 ></p> <p>PPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの全国的な体制整備</p>								
		地域プラットフォームの体制整備(モデル5都市を選定)	全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化 (2015年度に、地域プラットフォームを10地域で形成するとともに、成功事例を横展開する地方ブロックプラットフォームを8地域で立ち上げた。)					ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数 [目標:181(2018年度)]		
		公的ストック有効活用に取り組んだ先進自治体へのアンケート調査結果の公表	地域の産官学による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進 (地域プラットフォームを息の長い継続的な枠組みとして定着させるため、成功事例の横展開を図るとともに、形成方法や実施内容に関するノウハウを提供するための「運用マニュアル」を作成する。)					地域プラットフォームの形成数 [目標:47(2018年度)]		
	(内閣府PFI推進室、国土交通省)	PPP/PFI事業の進捗をモニターするために、PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額により、進捗を管理する。							PPP/PFI事業が形成された地域プラットフォームの数 【目標：-】 モニタリング指標 2018年度中を目途に数値目標をKPIとして設定する	
		国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表(2016年度～)							PPP/PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額 アクションプランを踏まえたPPP/PFI事業規模の設定をもとに目標値を設定する	
		(内閣府PFI推進室)								

重要課題: PPP / PFIの推進

改革項目: 日本版「資本のリサイクル」として、コンセッション、公的不動産の利活用や包括的民間委託など多様なPPP / PFI手法の積極的導入の推進
 PPP / PFI手法について、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討するよう促す仕組みの構築

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
全国への普及を図るため、ブロック単位や他の地方公共団体での地域プラットフォームの立ち上げ、関係省庁等と連携した支援の強化	17地域(2016年度当初時点)において地域プラットフォームが形成されるとともに191の地方公共団体(2016年度9月末時点)がブロックレベルの地域プラットフォームに参画。運用マニュアルの作成、専門家派遣等により、形成を支援	説明会等の実施により地方公共団体等に対して運用マニュアルの周知を行うなど地域プラットフォームの形成を支援。専門家派遣も継続
地域の産官学金による連携強化、優良事例の全国への普及、地方公共団体や民間の能力向上による案件形成の促進	地域プラットフォーム形成支援事業、専門家派遣により、運営を支援	運営支援を継続するとともに、地域プラットフォームの効果の把握を行い、優良事例を横展開
国は、PPP/PFI事業を導入した件数、事業総額、導入により見込まれるコスト抑制額を集約・公表	地方公共団体へのアンケート調査等を通じて、前年度のPPP / PFI事業の導入件数、事業規模、コスト抑制見込み額を把握し、年内に公表	継続して実施

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	ブロックレベルの地域プラットフォームに参画する地方公共団体の数	181(2018年度)	191(2016年度9月末)	既に達成
	地域プラットフォームの形成数	47(2018年度)	17(2016年度当初)	説明会等の実施により地方公共団体等に対して運用マニュアルの周知を行うなど地域プラットフォームの形成を支援。専門家派遣も継続
	PPP / PFI事業が形成された地域プラットフォームの数	モニタリング指標 2018年度中を目標に数値目標をKPIとして設定する	地域プラットフォームが形成された習志野市において既に2件のPFI事業の募集要項が公表	2018年度中を目標に数値目標をKPIとして設定
第二階層	PPP / PFI事業の導入件数、事業総額及びコスト抑制見込み額	アクションプランを踏まえたPPP / PFI事業規模の設定をもとに目標値を設定する	【導入件数(2013～2014年度)】 ・コンセッション事業: 1件 ・収益型事業: 20件 ・公的不動産利活用事業: 25件 【歳出削減等効果(2013～2014年度)】 約0.3兆円	「PPP / PFI推進アクションプラン」とあわせて次のように目標を設定 「PPP / PFI推進アクションプラン」に定めるコンセッション事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数 【目標】 ・コンセッション事業等: 空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件(2014～2016年度) 文教施設3件、公営住宅6件 (2016～2018年度) ・収益型事業や公的不動産利活用事業を含む・収益型事業: 人口20万人以上の地方公共団体(181団体)での実施(2013～2022年度までの10年間) ・公的不動産利活用事業: 人口20万人以上の地方公共団体(181団体)で平均2件程度の実施(2013～2022年度までの10年間) 「PPP / PFI推進アクションプラン」に定める歳出削減等効果(歳出削減効果及び事業実施に伴う歳入増加効果) 【目標: 約2.7兆円(2013～2022年度までの10年間)】

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用 > < 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価 ></p> <p>【社会資本整備重点計画に基づく持続的な整備】 機能の最大化、高度化、多機能化(賢く使う)や、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への「選択と集中」、ストック効果の評価手法の検討</p> <p>第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する</p> <p>社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握</p> <p>社会資本整備のストック効果について、評価手法を具体化するための、効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な通用方法の検討、ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討を継続するとともに、投資面、施設の通用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組みを開始した。 (国土交通省)</p> <p>(国土交通省、関係省庁)</p>							

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	<p>< 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用 > < 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価 ></p> <p>【人口減少下での適切な事業評価】 公共事業における事業評価の実施</p> <p>個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施 (1998年度より実施) (関係省庁)</p> <p>新規事業採択時の評価(事前評価)における維持管理費の「見える化」</p> <p>直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る (2015年度～) (国土交通省)</p> <p>地方公共団体が行う交付金に係る事業に関する評価の検討</p> <p>地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請</p> <p>・社会資本整備総合交付金について、計画毎の不用率、未契約繰り越し率を把握し、2017年度より公表することとした。また、事業分野ごとに整備計画の望ましい目標例を提示した。(国土交通省) ・社会資本整備総合交付金は、2017年度から、一定の線引きを行った上で、B / Cの算出を要件化することとした。(国土交通省) ・農山漁村地域整備交付金のうち、B / Cの算出が義務化されていない事業については、要件化が可能かどうか検討し、原則2017年度から、一定の線引きを行ったうえで、B / Cの算出を要件化することとした。(農林水産省)</p> <p>(国土交通省)</p> <p>評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)【既に100%実施されており、今後も継続的に実施】</p>							

重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

改革項目: 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用

新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
第4次社会資本整備重点計画を策定し、「賢く投資し、賢く使う」ことによりストック効果を最大化する事業に重点化する。ストック効果の評価手法を整備し、その手法を活用して集中改革期間中にストック効果を「見える化」することにより、PDCAサイクルを徹底する	効果の客観的・定量的把握及び経済分析手法や実務的な運用方法の検討、ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有の検討を継続するとともに、投資面、施設の運用面、ストック効果早期発現等の工夫を行うなど、ストック効果を最大化するための取組を開始	第4次社会資本整備重点計画等に基づき、ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施し、整備した評価手法を活用してPDCAサイクルを徹底
個別公共事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価自体の効率性にも配慮しつつ、事前評価や事後評価を実施(1998年度より実施)	継続して実施	継続して実施
直轄の個別公共事業に関する事業評価時の費用対効果分析の中で、維持管理費を評価書の中で明示し、更なる「見える化」を図る(2015年度～)	継続して実施	継続して実施
地方公共団体が行う交付金に係る事業について、一定の線引きを行った上で、評価のあり方を国において検討し、その結果に基づき早期に実施するよう要請	評価のあり方を国において検討	地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金について一定の線引きを行った上でB/Cの算出を要件化するなど、政策目的の実現性を評価。また、他の補助金・交付金についても、政策目的の実現性を評価する取組を展開

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	社会資本整備重点計画として重点目標達成のための事業施策の進捗状況を把握		関係省庁において進捗状況を把握 継続的に実施
	評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)	既に100%実施されており、今後も継続的に実施	100% 継続的に実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	<p>< メンテナンス産業の育成・拡大 > 【インフラ長寿命化計画の策定】 インフラ長寿命化計画(行動計画(地方公共団体においては公共施設等総合管理計画)及び個別施設計画)の策定</p> <p>(1) 国 インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定(～2015年度) 個別施設計画の策定(～2020年度) (関係省庁)</p> <p>(2) 地方 公共施設のストック適正化(公共施設等総合管理計画等の策定促進)に関する施策と同じ (関係省庁)</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>インフラ長寿命化基本計画の策定(2013年11月) (関係省庁)</p>							(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数 【目標：2019年度末までに100%】 (再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【目標：2020年度末までに100%】

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進	<p>< メンテナンス産業の育成・拡大 > 【メンテナンス産業の育成・拡大】 メンテナンス産業の育成・拡大の基礎となる公共施設等総合管理計画、および個別施設計画については、それらを策定した地方公共団体数で進捗を管理するとともに、メンテナンス技術者を育成・確保するための民間資格の登録制度を活用する。</p> <p>民間資格の登録制度の活用(2015年度～) (国土交通省、関係省庁) 民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保</p> <p>「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置(2016年度～) 2016年度内に、市場を拡大するインフラメンテナンス国民会議を設置し、技術開発の促進や海外展開等を図る。 (国土交通省) 産学官が連携し、民間の新技術の掘り起こしや異業種からの新規参入の促進、産業規模について検討、民間のノウハウの積極的な導入、メンテナンスに係る高度な技術者の育成</p> <p>「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設(2016年度～) (国土交通省、関係省庁) インフラメンテナンスに係るベストプラクティスを普及し、事業者、研究者等の取組を促進</p> <p>民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及 (国土交通省)</p>	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
									登録された民間資格を保有している技術者数 【目標：2020年度末まで増加傾向】

重要課題:ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進
改革項目: 社会資本の整備についてストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組や、インフラネットワークの最適利用 新設するものについては、計画・設計段階から整備、維持管理等に係る経年的なコストを明らかにし、人口減少下でも適切かどうか評価

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
個別施設計画の策定(～2020年度)	各省庁の行動計画に基づき、策定しているところ	継続的に策定を推進
民間技術者の育成・活用を促進、点検・診断等の業務の質を確保	民間資格の登録制度については、2015年度に49資格を新たに登録し、点検・診断等の登録資格数は延べ99資格に増加	継続的に取組を推進
「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を設置	「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)の設立に向けて意見交換会、準備会を実施	「インフラメンテナンス国民会議」(仮称)を創設し、オープンイノベーションによる技術開発や公認フォーラム制度による企業間連携活動の推進、複数の機関と連携したメンテナンス技術の海外展開支援を推進
「インフラメンテナンス大賞」(仮称)を創設	「インフラメンテナンス大賞」(仮称)に向けた制度検討を実施	「インフラメンテナンス大賞」(仮称)の公募開始
民間企業の技術・ノウハウやスケールメリットを活かして効率的な維持管理を図るため、地域建設企業の活用も図りながら複数の分野や施設の維持管理業務を複数年にわたり委託する包括的民間委託を普及	2015年度から、包括的民間委託の手法について、地方公共団体と協力して具体的な検討を実施	地方公共団体への普及を促進

KPIの状況

KPI	目標値 (達成時期)	KPIの進捗		
		実績値(時点)	進捗状況・今後の対応	
第一階層	(再掲) 公共施設等総合管理計画を策定した地方公共団体数	100%(2016年度末)	(再掲)	(再掲)
	(再掲) 個別施設(道路、公園など各施設)ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率	100%(2020年度末)	(再掲)	(再掲)
	登録された民間資格を保有している技術者数	増加傾向(2020年度末)	約34,600人(2015年度)	継続して取組を実施

経済・財政再生計画 改革工程表

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)		
		2016年度		2017年度	2018年度						
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会						
		< 技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保 > 【建設業の担い手の確保・育成】 適正な賃金水準の確保、社会保険等未加入対策の徹底等による技能労働者の処遇改善									
		元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底 (国土交通省、関係省庁)		建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す) (国土交通省、関係省庁)					建設業許可業者の社会保険への加入率 【目標：2017年度を目途に100%】		
		ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化 (国土交通省、関係省庁)							「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数 【目標：2020年度末まで増加傾向】		
		若者や女性の更なる活躍の推進、教育訓練の充実強化 若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持って環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能に(2016年度～) ・人材の確保のため、建設ジュニアマスター表彰制度の導入(2015年度開始)、技術検定の学科試験(2級)を17歳となる年度で受験可能とすること(2016年度開始)、技術検定の試験会場を拡大(建築施工管理技士では13都府県から19都府県)に(2015年度開始)することとした。 ・中長期的な担い手の確保・育成に向けた施策目標と総合的な対策について、中央建設業審議会・社会資本整備審議会に設置された基本問題小委員会において2016年6月にとりまとめる。 ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連整備等による一時的な建設需要の増大に対応し、技能労働者は国内での確保に最大限努めることが基本とするが、その上で、緊急かつ時限的措置として、即戦力となり得る外国人人材(技能実習修了者)の活用促進を図り、大会の成功に万全を期す。 (国土交通省、関係省庁)								女性技術者・技能者数 【目標：2019年を目途に2014年比で倍増を目指す】	35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数 【目標：-】 目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする
		女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践 (国土交通省、関係省庁)									
	教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～) (国土交通省、関係省庁)										

	2014・2015年度 (主担当府省庁等)	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
		2016年度		2017年度	2018年度					
社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会					
		< 新技術・新工法の活用や施工時期の平準化など建設生産システムの生産性の向上を推進 > 【建設生産システムの生産性の向上】 新技術・新工法の活用								
		民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より) (国土交通省、関係省庁)							現場実証により評価された新技術の件数 【目標：-】	
		ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保を図る。(2008年度～) 情報化施工の試行開始 (国土交通省)							数値目標は設定せず、件数をモニターする	
		生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する (国土交通省)								
		・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入 ・新基準により生産性向上を促進 ・建設生産システムの飛躍的な生産性の向上に向けた取組として、公共工事へのICTの活用のため、新たに監督・検査基準や積算基準を2015年に整備した。 ・現場での建設生産システムの生産性向上のため、ICT技術を導入し施工効率の高い土工(ICT土工)を2016年度より適用する。また、ICT土工に対応できる技術者・技能者の養成を行う。 ・IoTなど最新技術の動向等を踏まえるため、産学官よりなるi-Constructionを推進するコンソーシアムを2016年度に設立する。 (国土交通省)								
	施工時期等の平準化 計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制 ・公共事業の施行時期の平準化のため、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう2015年12月通知し、27・28年度2箇年国債を約200億円活用した。 ・地方公共団体の公共事業の施行時期の平準化のため、ゼロ県債の活用や国の取組事例を参考に平準化を推進するよう、地方公共団体に2016年2月通知した。 (国土交通省、総務省)									

重要課題：社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

改革項目：技術者、技能労働者等の処遇の改善、教育訓練の充実強化、若者・女性の活躍の推進など中長期的な担い手の確保

改革工程の進捗状況

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
元請・下請間での法定福利費の確保に向けた取組等、社会保険未加入対策を徹底	「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂し、再下請の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重するよう明記	引き続き、社会保険未加入対策に取り組む。
建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築(2016年度後半に試行運用、2017年度の運用開始を目指す)	技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け検討	「建設キャリアアップシステム」の2017年度の運用開始。
ダンピング対策に向けて、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し働きかけを強化	ダンピング受注の排除を図るため、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、早急に制度導入に向けた検討を行うよう要請	引き続き、低入札価格調査制度等の未導入団体に対し、働きかけを行う。
若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰(2015年度～)する等、誇りを持てる環境整備を推進するとともに、技術検定の学科試験(2級)を実務経験なしで受験可能にする(2016年度～)	若者の早期活躍を推進するため、今後の活躍が期待される若者を建設ジュニアマスターとして表彰する(2015年度～)など、誇りを持てる環境整備を推進。あわせて、技術検定の学科試験(2級)を実務経験無しで受験可能にする(2016年度～)とともに、受験会場を拡大する(2015年度～)など、受験機会を拡大	引き続き、建設ジュニアマスターを毎年度、顕彰する。また、技術検定についても、引き続き、技術検定の学科試験(2級)を実務経験無しで受験可能にするとともに、受験会場の拡大を継続する。
女性の更なる活躍を推進するため、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(2014年度～)等を実践	女性活用に対する経営者の理解を醸成するための経営者向けセミナーや、現場の女性リーダー育成のための研修を実施。建設業の魅力を発信し、女性の入職を促進するためのキャンペーンを展開	引き続き、女性の活躍を推進するため、専門工事業者等による計画的な女性技能者の入職・定着に向けた取組への支援、建設業で活躍する女性技能者についての情報発信等を行う。
教育訓練体系の整備を目指す地域連携ネットワークの構築への支援を実施(2014年度～)	継続して実施。(平成27年度までの全国11団体に加え、平成28年度に新たに15団体が建設業担い手育成コンソーシアムに参加)	引き続き、支援を実施していく。
民間事業者等により開発された新技術を公共工事等において積極的に活用・評価するため「公共工事等における新技術活用システム」(NETIS)を運用(2001年度より)	継続して実施	民間事業者等により開発された新技術の公共工事等への積極的な活用・評価を目指し、引き続き運用を続ける。
ICT技術の活用により高効率・高精度な施工を実現し、建設業における現場の生産性の向上や品質の確保等を図る。(2008年度～)情報化施工の試行開始	建設業における現場の生産性向上等を図る「i-Construction」を土工を中心に推進。ICT土工は720件以上の工事を対象とし10月時点で110件の工事で実施。地域建設業や地方公共団体への普及拡大に向けた講習会を開催	継続的に取組を推進
生産性の飛躍的な向上を目指すべく、検討委員会等を開催し、集中改革期間中に、生産性向上に関する効果の把握、生産性向上に向けたKPIの設定及びその達成に向けたプロセスについて検討し、着手する	i-Construction委員会を立ち上げ、i-Construction等の取組の方向性をとりまとめ。具体のKPI、プロセス等は具体の施策にて検討に着手	引き続き検討を実施

改革工程	改革工程の進捗	
	進捗状況	今後の進展について
<p>・情報化による建設現場の生産性向上(i-Construction)を図るため、測量・設計から施工更に管理に至る全プロセスにおいて情報化を前提に新基準を導入</p> <p>・新基準により生産性向上を促進</p>	<p>公共測量マニュアルや監督・検査基準などの15の新基準、ICT建機のリース料を含む新積算基準を策定し、2016年度より国が行う大規模な土工については、原則としてICTを全面的に適用</p>	<p>・土工に加え、橋梁・トンネル・ダムなどの工種及び維持管理を含む全てのプロセスにおいて、ICT活用を拡大</p> <p>・調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入活用するための基準類を整備</p> <p>・オープンデータ化の実現に向けた活用ルール策定・システム構築に向けた検討を実施し、公共工事の3次元データを活用するためのプラットフォームを整備</p>
<p>計画的な事業の進捗管理を行い、工事・業務における適切な債務負担行為の活用や工事着手時期の柔軟な運用等により、年度内の工事量の偏りを抑制</p>	<p>早期発注や債務負担行為等の適切な活用により、4～6月の閑散期、年度末の繁忙期を解消し、資機材・人材の効率的な活用を図るとともに、労働環境の改善を推進</p>	<p>継続的に取組を推進</p>

KPIの状況

KPI		目標値 (達成時期)	KPIの進捗	
			実績値(時点)	進捗状況・今後の対応
第一階層	建設業許可業者の社会保険への加入率	100%(2017年度を 目途)	95%(2015年10月)	取組前(2011年度)から11%の増加。 引き続き社会保険の加入促進に取り組む。
	「登録基幹技能者制度」(2008年度～)に基づく登録基幹技能者の数	増加傾向(2020年度末)	51,660人(2015年度末)	前年度より4,964人増加。 引き続き増加を維持する。
	現場実証により評価された新技術の件数	数値目標は設定せず、件数をモニターする。	359 (H27年度)	引き続き件数の増加に努める。
第二階層	女性技術者・技能者数	2019年を目途に2014年比で倍増を目指す。	10.3万人(2015年)	2014年と比較して3%の増加。 引き続き、女性の活躍を推進するため、専門工事業等による計画的な女性技能者の入職・定着に向けた取組への支援、建設業で活躍する女性技能者についての情報発信等を行う。
	35歳以下若手技術者を新規に一定割合以上雇用する企業数	目標値の設定は行わず、企業数の変化をモニターする。	11,866社(2015年度)	左記数値を初期値として、企業数の変化を継続してモニタリング